特定地域型保育事業者　自主点検シート　[令和２年１２月版]

【小規模保育事業Ａ型・Ｂ型・Ｃ型】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の区分 |  該当する区分の□を■に又はチェックを入れてください。　□Ａ型　　□Ｂ型　　□Ｃ型 |  | 運営法人名 |  |
| 事業所名 |  |  |
| 管理者名 |  |  | 法人代表者名 |  |
| 所在地 | 志木市 |  | 記入者名 |  |
| 電話番号 |  |  | 記入年月日 |  |

志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： ０４８－４７３－１１１１　内線 ２８８３・２８８４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主点検シートについて　・　利用者に適切な保育サービスを提供するためには、事業者自らが、職員・設備・運営基準に適合しているかどうか、地域型保育給付費等の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。　・　この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。　・　市が実地指導を行う際には、事前に事業所でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもその写しを保管しておいてください。　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。　・　【Ａ】と記載された項目は「小規模保育事業Ａ型」の点検項目、【Ｂ】と記載された項目は「小規模保育事業Ｂ型」の点検項目、【Ｃ】と記載された項目は「小規模保育事業Ｃ型」の点検項目、特に記載がない項目は共通の点検項目です。※ 「確認事項」欄のゴシック体で書かれた部分は、令和２年６月以降の改正、追加又は修正部分です。※　法令等の表記は、次のとおり略称を使用しています。　　　支援法：　子ども・子育て支援法　　　　　　　児福法：　児童福祉法　　認可基準：　（事業を行うことを認めるに当たって、適合しなければならない基準）　　　　　　　　志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）　　　　　　　　［国］ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）　　確認基準：　（地域型保育給付費等の支給に係る事業を行う者として確認するに当たって、適合しなければならない基準）　　　　　　　　志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）　　　　　　　　［国］ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）　　　　費用：　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）　　費用通知：　特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号　内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）　[最終改正：令和2年5月12日]　　処遇改善：　施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号　内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）　　保育指針：　保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）指針解説：　保育所保育指針解説（平成30年2月厚生労働省）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ 参 考 ） | 公定価格 |  保育の必要量や施設所在地等を勘案して、特定教育・保育、特定地域型保育等に必要な費用の額を国が 定める基準により算定した額 |
| 教育・保育給付認定区分 | 教育標準時間認定 | １号認定子ども |  満３歳以上の小学校就学前子どもであって、２号認定子ども以外のもの |
| 保育認定 | ２号認定子ども |  満３歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令 で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |
| ３号認定子ども |  満３歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令 で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号での規定） |

　　（目次）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１　共通する基本的事項 |  | 第６　保育所保育指針 |
|  1　最低基準 | 3 |  |  1　保育所保育に関する基本原則 | 24 |
|  2　一般原則① | 3 |  |  2　養護に関する基本的事項 | 24 |
|  3　一般原則② | 3 |  |  3　保育の計画及び評価 | 25 |
| 第２　職員基準（地域型保育給付費に係る項目を含む） |  |  4　幼児教育を行う施設として共有すべき事項 | 26 |
|  1　管理者 | 4 |  |  5　乳児保育に関わるねらい及び内容 | 27 |
|  2　職員 | 4 |  |  6　１歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 | 29 |
|  3　公定価格上の配置基準（基本部分） | 5 |  |  7　保育の実施に関して留意すべき事項 | 31 |
|  4　その他保育従事者の配置に当たっての留意点 | 6 |  |  8　子どもの健康支援 | 32 |
|  5　他の社会福祉施設等を併設している場合 | 7 |  |  9　食育の推進 | 33 |
| 第３　設備基準 |  | 10　環境及び衛生管理並びに安全管理 | 34 |
|  1　設備 | 8 |  | 11　災害への備え | 35 |
|  2　消火設備等 | 9 |  | 12　子育て支援 | 36 |
|  3　他の社会福祉施設等を併設している場合 | 9 |  | 第７　地域型保育給付費 |
| 第４　運営基準 |  |  1　基本的事項 | 38 |
|  1　利用定員 | 10 |  |  2　地域区分等 | 39 |
|  2　運営規程 | 10 |  |  3　基本分単価 | 39 |
|  3　内容及び手続の説明及び同意 | 10 |  |  4　処遇改善等加算Ⅰ | 39 |
|  4　重要事項の掲示 | 10 |  |  5　保育士比率向上加算【Ｂ】 | 44 |
|  5　正当な理由のない提供拒否の禁止等 | 10 |  |  6　資格保有加算【Ｃ】 | 44 |
|  6　あっせん、調整及び要請に対する協力 | 11 |  |  7　障害児保育加算 | 44 |
|  7　受給資格等の確認 | 11 |  |  8　休日保育加算【Ａ・Ｂ】 | 45 |
|  8　教育・保育給付認定の申請に係る援助 | 11 |  |  9　夜間保育加算【Ａ・Ｂ】 | 46 |
|  9　定員の遵守 | 11 |  | 10　減価償却費加算 | 46 |
| 10　心身の状況等の把握 | 11 |  | 11　賃借料加算 | 47 |
| 11　保育時間 | 11 |  | 12　連携施設を設定していない場合 | 48 |
| 12　地域型保育の取扱方針（保育の内容） | 11 |  | 13　食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 | 48 |
| 13　平等に取り扱う原則 | 11 |  | 14　管理者を配置していない場合［第2-1の再掲］ |  |
| 14　虐待等の禁止 | 12 |  | 15　土曜日に閉所する場合 | 48 |
| 15　虐待の防止 | 12 |  | 16　定員を恒常的に超過する場合 | 49 |
| 16　懲戒に係る権限の濫用禁止 | 12 |  | 17　処遇改善等加算Ⅱ | 50 |
| 17　保育所等との連携（連携施設） | 13 |  | 18　冷暖房費加算 | 56 |
| 18　小学校等との連携 | 15 |  | 19　施設機能強化推進費加算 | 56 |
| 19　地域との連携 | 15 |  | 20　栄養管理加算 | 57 |
| 20　保育の提供の記録 | 15 |  | 21　第三者評価受審加算 | 57 |
| 21　保護者との連絡 | 15 |  | 第８　特例地域型保育給付費 | 58 |
| 22　相談及び援助 | 15 |  |  1　特別利用地域型保育の公定価格の算定方法等 | 58 |
| 23　利用乳幼児の健康診断 | 15 |  |  2　特定利用地域型保育の公定価格の算定方法等 | 58 |
| 24　食事の提供 | 15 |  | 第９　その他 |
| 25　利用者負担額等の受領 | 16 |  |  1　変更の届出 | 60 |
| 26　地域型保育給付費の額に係る通知等 | 17 |  |  2　保育に係る情報の公表 | 60 |
| 27　勤務体制の確保等 | 18 |  |  3　法令遵守等の業務管理体制整備 | 61 |
| 28　職員の健康診断 | 20 |  |  |  |
| 29　秘密保持等 | 20 |  | （参考） |  |
| 30　非常災害対策 | 21 |  | 　処遇改善等加算の加算額に係る使途等について | 64 |
| 31　衛生管理等 | 21 |  | 内閣府・厚生労働省・埼玉県・市のホームページ | 65 |
| 32　緊急時等の対応 | 21 |  |  |  |
| 33　事故発生の防止及び発生時の対応 | 21 |  |  |  |
| 34　苦情解決 | 22 |  |  |  |
| 35　教育・保育給付認定保護者に関する市への通知 | 22 |  |  |  |
| 36　情報の提供等 | 22 |  |  |  |
| 37　利益供与等の禁止 | 23 |  |  |  |
| 38　会計の区分 | 23 |  |  |  |
| 39　記録の整備 | 23 |  |  |  |
| 40　特別利用地域型保育の基準 | 23 |  |  |  |
| 41　特定利用地域型保育の基準 | 23 |  |  |  |

　　基準や給付費について内閣府から示されている主なＱ＆Ａ（内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載）

　　・事業者向けＦＡＱ［第７版］　平成27年3月

　　・公定価格に関するＦＡＱ（Ver.１６）　令和2年10月1日

　　・技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答　令和2年10月1日

　　・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」のＦＡＱ（Ver.１）　令和2年3月30日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目****根拠法令等** | **確認事項** | **点検結果** | **不適合の場合：その状況・改善方法** |

|  |
| --- |
| 第１　共通する基本的事項 |
| 1 最低基準認可基準第3条 | 1)　事業者は、「志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準（以下「最低基準」という。） | □いる□いない |  |
| 　を超えて、常に、その設備及び運営を向上させていますか。 |
| ※　以下、この最低基準に該当する項目は、「点検項目」欄に★印を付けている。※　「最低基準」は、「利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの」とされている。（国の認可基準第2条） |
| 2)　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下 | □いる□いない |  |
| 　させていませんか。 |
| 2 一般原則①　　　　　★認可基準第4条3),4)は確認基準第45条にも規定 | 1)　利用している乳児又は幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説 | □いる□いない |  |
| 　明するよう努めていますか。 |
| 3)　事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※参考　「保育所における自己評価ガイドライン2020年改訂版」（令和2年3月厚生労働省）　　　　「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドライン ハンドブック」（令和2年3月厚生労働省） |
| 4)　事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　外部評価の受審が５年に１回程度可能となるよう、「第三者評価受審加算」としての評価が行われているため、積極的に外部評価を受審するよう努めること。※（指針解説）　社会福祉法第78条において「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける側の立場に立つて、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。」と規定されている。　　評価に当たっては、各施設種別の評価基準ガイドラインが策定されており、保育所においてもこのガイドラインに基づいて評価項目等が定められ、第三者評価が実施されている。　　第三者評価の意義は、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等にあるといえる。※参考　「保育所における第三者評価の改訂について」（令和2年4月1日付け　厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長通知）・第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（保育所解説版）・第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（保育所解説版） |
| 3 一般原則②確認基準第3条 | 1)　事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたな内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健や | □いる□いない |  |
| 　かに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。 |
| 2)　事業者は、事業所を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って | □いる□いない |  |
| 　特定地域型保育を提供するように努めていますか。 |
| 3)　事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・ | □いる□いない |  |
| 　子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 |

|  |
| --- |
| 第２　職員基準（地域型保育給付費に係る項目を含む） |
| 1 管理者令和２年度の改定で、従来の管理者設置加算は、基本分単価に組み入れられた。併せて、要件に該当する管理者が配置されていない場合、減額調整措置が設けられた。 | 1)　配置している管理者は、次の①又は②に該当していますか。 | □いる□いない |  |
| ① 児童福祉事業等に２年以上従事した者　　　　　　児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等として２年以上従事した者　　　② ①と同等以上の能力を有すると認められる者　　　　　　公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 |
| 2)　管理者は、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　管理者は、給付費からの給与支出がある者を配置していますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　1)、2)又は3)のいずれかに該当しない場合は、減額調整措置を適用していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　※　減算額＝地域区分等に応じた単価＋（当該減算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| ※　施設長（管理者）が急に休んだ職員の業務を代わりに行った場合等、止むを得ず緊急的に施設長（管理者）が他の業務を行った場合は「兼務」として取り扱わず、減算は適用されない。（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№159） |
| 2 職員　　★認可基準第7条、第28条、第30条、第33条家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について（平成27年6月3日厚生労働省通知） | 1)　保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる | □いる□いない |  |
| 　限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者を配置していますか。 |
| 2)　保育に従事する職員は、次の配置基準を満たしていますか。 | □いる□いない |  |
| 　【Ａ】・・・・・・・　（資格）　保育士　　　　　　※当該事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。（注）　（配置人数）　次の区分に定める数の合計数＋１　以上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ０歳児 | １、２歳児 | ３歳児 | ４歳児以上 |
| おおむね３人につき１人 | おおむね６人につき１人 | おおむね２０人につき１人 | おおむね３０人につき１人 |
|  |  | 児福法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合 |

　【Ｂ】・・・・・・・　（資格）　保育士　又は　市が行う研修（市が指定する埼玉県その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者　　　　　　※「市が行う研修」は、次のいずれかの研修　　　　　　　　① 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））　　　　　　　　② 家庭的保育者基礎研修　　　　　　　　③ 小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された②と同等の研修　　　　　　※　以下【Ｃ】の配置基準に記載する「家庭的保育者」又は「家庭的保育補助者」を【Ｂ】の保育従事者とみなす経過措置は、令和２年３月末までであり、当該経過措置は延長されていない。　　　　　　※　当該事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。（注）　（配置人数）　①次の区分に定める数の合計数＋１　以上　　　　　　　　②うち、保育士の割合が１／２以上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ０歳児 | １、２歳児 | ３歳児 | ４歳児以上 |
| おおむね３人につき１人 | おおむね６人につき１人 | おおむね２０人につき１人 | おおむね３０人につき１人 |
|  |  | 児福法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合 |

　（注）　保育業務に従事したことのない保健師、看護師又は准看護師を配置する場合、保育業務への従事経験等に応じ、必要な研修の受講を勧奨することが望ましい。　　　　　　・子育て支援員研修のうち「乳幼児の発達と心理」「地域保育の環境整備」「安全の確保とリスクマネジメント」「乳幼児の生活と遊び」「小児保健」の科目、乳幼児期の食物アレルギーの基礎知識等の研修　等 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）2 職員 | 　【Ｃ】・・・・・・・　（資格・配置人数）　　　・家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は、３人以下　　　・ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、５人以下　　　※家庭的保育者：　次のいずれかに該当する者　　　　　① 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した保育士　　　　　② 家庭的保育者基礎研修を修了した保育士　　　　　③ 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修を修了した者　　　　　④ 家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者　　　　　⑤ ③及び④に掲げるもののほか、設備運営基準の施行の日（平成27年4月1日）前に、小規模保育運営支援事業実施要綱、グループ型小規模保育事業実施要綱又は家庭的保育事業実施要綱に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者　　　※家庭的保育補助者：　次のいずれかの研修を修了した者　　　　　① 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））　　　　　② 家庭的保育者基礎研修　　　　　③ 小規模保育運営支援事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙）に基づき実施　　　　　　された②と同等の研修 |
| ※　保育の質を確保する観点や事業特性として小規模であることを踏まえ、保育所よりも手厚い人員配置としていることに留意すること。 |
| 3)　嘱託医を配置していますか。 | □いる□いない |  |
| 　**●嘱託医の氏名　　：　　　　　　　　　　　●医療機関名：**　**●嘱託歯科医の氏名：　　　　　　　　　　　●医療機関名：** |
| 4)　調理員を配置していますか。 | □いる□いない |  |
| 5)　調理員を配置していない場合は、右のいずれに該当しますか。 | □調理業務の全部を委託している□搬入施設から食事を搬入している |
| 3 公定価格上の配置基準（基本部分） | 1)　次の基本分単価に含まれる職員構成を充足していますか。 | □いる□いない |  |
| 【Ａ・Ｂ】・・・・・・・　①保育従事者　　・　基本分単価における必要保育従事者数は以下の**ⅰ**と**ⅱ**を合計した数であること。　　・　また、これとは別に非常勤の保育従事者（【Ａ】は保育士）が配置されていること。　　※　保育士には、当該事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなして含むことができる。（p4の注に記載されているとおり、必要に応じて研修の受講勧奨が望ましい。）　　**ⅰ**　年齢別配置基準　　　　【Ａ】　　　　　・１、２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人、左記に加えて１人　　　　　　上記は全て保育士であること。　　　　　※　「１、２歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢による。　　　　　※　確認に当たっては以下の算式による。　　　　　　　｛１、２歳児数 × １／６（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝　　　　　　　＋｛乳児数 × １／３（同）｝＋１ ＝ 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）　　　　【Ｂ】　　　　　・１、２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人、左記に加えて１人　　　　　　上記のうち、１／２以上は保育士であること。　　　　　※　「１、２歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢による。　　　　　※　確認に当たっては以下の算式１（保育従事者数）、算式２（保育士数）による。　　　　　　　＜算式１＞　　　　　　　｛１、２歳児数 × １／６（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝　　　　　　　＋｛乳児数 × １／３（同）｝＋１ ＝ 配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）　　　　　　　＜算式２＞　　　　　　　　配置基準上保育従事者数 × １／２ ＝ 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入） |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）3 公定価格上の配置基準（基本部分） | 　　**ⅱ**　その他　　　　ａ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者１人（【Ａ】にあっては保育士）　　　　ｂ　上記ⅰの保育従事者１人当たり、研修代替保育従事者として年間３日分の費用を算定　　　　　　※　当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えない。　②その他　　ⅰ　管理者（p4の「1 管理者」を参照のこと）　　ⅱ　非常勤調理員等　　　　※　調理業務の全部を委託する場合、又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。　　　　　　（p15の「24 食事の提供」を参照のこと）　　ⅲ　非常勤事務職員　　　　※　管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。　　ⅳ　嘱託医・嘱託歯科医【Ｃ】・・・・・・・　①保育従事者　　・　基本分単価における必要保育従事者数は以下の**ⅰ**と**ⅱ**を合計した数であること。　　・　また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。　　**ⅰ**　家庭的保育者及び家庭的保育補助者　　　　・子ども３人につき家庭的保育者１人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども５人）　　**ⅱ**　その他　　　　ａ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者１人　　　　ｂ　上記ⅰの家庭的保育者及び家庭的保育補助者１人当たり、研修代替保育従事者として年間３日分の費用を算定　　　　　　※　当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、　　　　　　　時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えない。　②その他　　ⅰ　管理者（p4の「1 管理者」を参照のこと）　　ⅱ　非常勤調理員等　　　　※　グループのうちいずれかの利用子どもが３人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができる。　　　　※　調理業務の全部を委託する場合、又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。　　　　　　（p15の「24 食事の提供」を参照のこと）　　ⅲ　非常勤事務職員　　　　※　管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。　　ⅳ　嘱託医・嘱託歯科医 |
| ※　公定価格における「年齢区分」は、各月初日の子どもの満年齢により区分している。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、仮単価表上「注」として（　）内に示ししている単価が適用されることになる。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることになる。　（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№11）※　公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能である。（同ＦＡＱ　№10） |
| 4 その他保育従事者の配置に当たっての留意点 | 1)　児童がごく少数となる時間帯についても、保育従事者を適切に配置し、又は適切な運営体制を確保していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　例えば、開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少数であり、また、施設の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時最低２人以上の保育従事者の配置までは求めていない。　　なお、その場合においても、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められる。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p45） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ※　利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置　　開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととすることも差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。なお、上記の取扱いを実施するに当たっては、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要がある。（「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」（令和2年2月14日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）） |
| （続）4 その他保育従事者の配置に当たっての留意点 | 2)　短時間勤務の保育従事者を充てる場合は、次のとおり適切に配置していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【①短時間勤務（１日６時間未満又は月２０日未満勤務）の教育・保育従事者】　　次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができる。　　・　学級担任は、原則常勤専任であること　　・　常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が２名以上の場合は、最低２名）配置されていること　　・　常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること【②１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する教育・保育従事者】　　各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する者についても、①と同様に取り扱う。※　①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算する。　　＜常勤換算値を算出するための算式＞　　　　短時間勤務の教育・保育に従事する者　及び　常勤の教育・保育に従事する者以外の　　　　教育・保育に従事する者　の１か月の勤務時間数の合計　　　 ─────────────────────────────────── ＝ 常勤換算値　　　　　　　　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　　　　　 (小数点以下の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 端数処理を行わない)（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№9） |
| 5 他の社会福祉施設等を併設している場合★認可基準第9条 | 1)　他の社会福祉施設等を併設していますか。　　**●併設している社会福祉施設等の名称・事業種別** | □いる□いない |  |
| **：** |
| 2)（併設している場合）　　当該事業所の職員が、併設している社会福祉施設等の職員を | □いる□いない |  |
| 　兼務していますか。　　**●兼務している職員の氏名・職種：** |
| 　※　利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼務はできない。 |

|  |
| --- |
| 第３　設備基準 |
| 1 設備　　★認可基準第4条6項、第6条1項第27条、第32条 | 1)　事業所の構造設備は、採光、換気など利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設け | □いる□いない |  |
| 　られていますか。 |
| 2)　主な設備の概要を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 面積 | 備考 |
|  乳児室 | 　　　室 | 　　　　　　㎡ |  |
|  ほふく室 | 　　　室 | 　　　　　　㎡ |  |
|  保育室 | 　　　室 | 　　　　　　㎡ |  |
|  遊戯室 | 　　　室 | 　　　　　　㎡ |  |
|  屋外遊戯場 |  | 　　　　　　㎡ |  |
| 　代替地：　 |

　　※　保育室等の面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する。 |
| 3)　事業所の設備は、次の基準を満たしていますか。 | □いる□いない |  |
| 【Ａ・Ｂ】・・・・・・・　①　乳児室 又は ほふく室　：　乳児・１歳児　１人当たり３．３㎡以上　②　保育室 又は 遊戯室　　：　２歳児以上　　１人当たり１．９８㎡以上　③　①、②には保育に必要な用具を備えること。　④　屋外遊戯場　　：２歳児以上　１人当たり３．３㎡以上　　　※　自園内に設置できない場合は、他の公的施設の敷地その他の付近の屋外遊戯場に代わるべき場所で代替することも可能とする。　⑤　調理設備　⑥　便所　⑦　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を　　２階以上に設ける場合は、次の 1)、 2) 及び 6) の要件に該当し、　　３階以上に設ける場合は、次の全ての要件に該当するものであること。　　（⑦で、２階以上に設ける場合の要件）　　---------------------------------------------------------------------------------------------　　1)　耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（同条第9号の3）であること。　　2)　保育室等が設けられている階に応じ、その区分ごとに、以下の表に掲げる施設や設備が１以上設けられていること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
| ２階 | 常用 | ①屋内階段②屋外階段 |
| 避難用 | ①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定）②待避上有効なバルコニー③準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備（建築基準法第2条第7号の2に規定）④屋外階段 |
| ３階 | 常用 | ①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定）②屋外階段 |
| 避難用 | ①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定）②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備（建築基準法第2条第7号に規定）③屋外階段 |
| ４階以上の階 | 常用 | ①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定）②屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定） |
| 避難用 | ①屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定）　※　ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。②耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法第2条第7号に規定）③屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定） |

　　3)　2)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）1 設備　　★ | 　　4)　調理設備（以下の a 又は b のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。　　　　a　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。　　　　b　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。　　5)　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。　　6)　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。　　7)　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。　　8)　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。【Ｃ】・・・・・・・　①　乳児室 又は ほふく室　：　乳児・１歳児　１人当たり３．３㎡以上　②　保育室 又は 遊戯室　　：　２歳児以上　　１人当たり３．３㎡以上　③　①、②には保育に必要な用具を備えること。　④　屋外遊戯場　　：２歳児以上　１人当たり３．３㎡以上　　　※　自園内に設置できない場合は、他の公的施設の敷地その他の付近の屋外遊戯場に代わるべき場所で代替することも可能とする。　⑤　調理設備　⑥　便所　⑦　保育室等を２階以上に設ける場合は、【Ａ・Ｂ】の⑦の取扱いと同様 |
| 　※　設備等の安全性確保については、p36の「11 災害への備え　１　2) 」を参照のこと。  |
| 2 消火設備等　　　　　★認可基準第6条1項 | 　　消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていますか。 | □いる□いない |  |
| 　※　保育室等を３階以上に設ける場合には、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備の設置が必要とされている。　※　消防用設備は、６か月に１回の機器点検と、１年に１回の総合点検を行う必要がある。また、消防署には、１年に１回点検結果を報告する必要がある。　※　カーテン、絨毯等は防炎性能を有するものを使用する。　※　防火設備、避難経路等の安全性確保については、p35～36の「11 災害への備え　１　1) 」を参照のこと。  |
| 3 他の社会福祉施設等を併設している場合★認可基準第9条 | 　（他の社会福祉施設等を併設している場合）　　当該事業所の設備を、併設している社会福祉施設等の設備と | □いる□いない |  |
| 　共用していますか。　　**●共用している設備：** |
| 　※　保育室及び当該事業所に特有の設備については、共用はできない。 |

|  |
| --- |
| 第４　運営基準 |
| 1 利用定員確認基準第37条 | 1)　利用定員は、次のとおりとなっていますか。　【Ａ・Ｂ】　６人以上１９人以下 | □いる□いない |  |
| 　【Ｃ】　　　６人以上１０人以下　　※　【Ｃ】について、「６人以上１５人以下」とする経過措置は、令和２年３月末までであり、当該経過措置は延長されていない。 |
| 2)　３号認定子どもに係る利用定員を、乳児と満３歳に満たない幼児に区分して定めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2 運営規程★認可基準第17条確認基準第46条 | 　　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| 　①事業の目的及び運営の方針　②提供する保育の内容　　　※　「保育所保育指針」に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。　③職員の職種、員数及び職務の内容　　　※　園長、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。　④保育の提供を行う日時及び提供を行わない日　⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額　　　※　p16～17の「25 利用者負担額等の受領」の規定を踏まえ、適切に記すこと（いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む）。　⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員　⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項　⑧緊急時等における対応方法　　　※　緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。　⑨非常災害対策　　　※　火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。　⑩虐待の防止のための措置に関する事項　　　※　虐待の防止のために講じている対策について記すこと　⑪その他事業の運営に関する重要事項 |
| ※　上記①～⑪のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとされている。 |
| 3 内容及び手続の説明及び同意確認基準第38条 | 　　特定地域型保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行 | □いる□いない |  |
| 　い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。　　利用申込者から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされています。 |
| ※　重要事項　　①運営規程の概要　　②連携施設の種類、名称、連携協力の概要　　③職員の勤務体制　　④保護者から支払を受ける費用に関する事項（いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む。）　　⑤その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる事項※　同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書等）によって確認することが望ましい。 |
| 4 重要事項の掲示確認基準第23条(第50条で準用) | 　　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認 | □いる□いない |  |
| 　められる重要事項を掲示していますか。 |
| 5 正当な理由のない提供拒否の禁止等確認基準第39条 | 1)　教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならない。2)　利用の申込みに係る３号認定子どもの数及び当該事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子ども（満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある教育・保育給付認定子ども）を除く。以下同じ。）の総数が、当該事業所の３号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、市の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。　3)　2)で選考する場合、その選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）5 正当な理由のない提供拒否の禁止等 | 4)　地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 |
| ※　当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。　（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項）　（「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」（平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号　内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）） |
| 6 あっせん、調整及び要請に対する協力確認基準第40条 | 1)　特定地域型保育事業の利用について、支援法第５４条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協 | □いる□いない |  |
| 力していますか。 |
| 2)　満３歳未満保育認定子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について、児福法第２４条第３項の規定により市が行う | □いる□いない |  |
| 　調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。 |
| 7 受給資格等の確認確認基準第8条(第50条で準用) | 　　特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育 | □いる□いない |  |
| 　給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、利用者負担額に関する事項についての市の通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、認定の有効期間及び保育必要量等を確かめていますか。 |
| 8 教育・保育給付認定の申請に係る援助確認基準第9条(第50条で準用) | 1)　 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 2)　 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう必要な援助を行っ | □いる□いない□非該当 |  |
| 　ていますか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないとされています。 |
| 9 定員の遵守確認基準第48条 | 　　事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていませんか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、支援法第46条第5項に規定する便宜の提供（利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときに、利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き保育の提供を希望する者に対し、必要な保育が継続的に提供されるよう、他の事業者・関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと）への対応、児福法第24条第6項に規定する措置（市が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときに、保育を行うことを委託すること）への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないとされています。 |
| 10 心身の状況等の把握確認基準第41条 | 　　特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 11 保育時間　　　　　★認可基準第23条 | 　　保育時間は、１日につき８時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、定めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　保育短時間認定（１日当たり最長８時間）の子どもが最大で利用可能な時間帯としての「保育時間（８時間）」と、保育標準時間認定（１日当たり最長１１時間）の子どもが最大で利用可能な時間帯としての「保育時間（１１時間）」を確保するため、１１時間以上の開所時間を設定する。 |
| 12 地域型保育の取扱方針(保育の内容)★認可基準第24条確認基準第44条 | 　　厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に準じ、事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　特定地域型保育の提供に当たっての計画は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 13 平等に取り扱う原則　 ★認可基準第10条確認基準第24条(第50条で準用) | 　　教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていませんか。 | □いる□いない |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 14 虐待等の禁止　　　★認可基準第11条確認基準第25条(第50条で準用) | 　　事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為（注）その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 　注）①　身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　　　②　わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。　　　③　心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による上記①、②又は次の④に掲げる行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。　　　④　著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 15 虐待の防止確認基準第3条4項児童虐待防止法埼玉県虐待禁止条例 | 1)　特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制 | □いる□いない |  |
| 　の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。　**●虐待防止責任者の職・氏名　：** |
| ※　県の条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。※　埼玉県のホームページに掲載されている「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル（平成30年3月改訂版）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manyual.html>」等を参考にすること。 |
| 2)　事業所の職員は、児童虐待（注）を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 　注）児童虐待：保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為（児童虐待防止法第2条）　　　①　身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　　　②　わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。　　　③　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による上記①、②又は次の④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。　　　④　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　※（指針解説）　虐待等の早期発見に関しては、a)子どもの身体、b)情緒面や行動、c)家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある。　　　　a)　低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等　　　　b)　おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癇癪、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等　　　　c)　不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等　　　　　　子どものことを話したがらない様子や子どもの心身について説明しようとしない態度が見られること、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等 |
| 3)　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。　　同条第3項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。 |
| 16 懲戒に係る権限の濫用禁止　　　　　★認可基準第12条確認基準第26条(第50条で準用) | 　　事業所の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児福法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める | □いる□いない□非該当 |  |
| 　等その権限を濫用していませんか。 |
| 　※　懲戒に係る権限の濫用に当たる具体例　　・　殴る、蹴る等直接児童の身体に侵害を与える行為　　・　合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること　　・　食事を与えないこと　　・　児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと　　・　適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させること　　・　施設を退所させる旨脅かすこと　　・　性的な嫌がらせをすること　　・　当該児童を無視すること　　（「懲戒に係る権限の濫用禁止について」　　　平成10年2月18日 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・児童家庭局企画課長連名通知） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 17 保育所等との連携（連携施設）　　　 1):★認可基準第5条確認基準第42条 | 1)　特定地域型保育が適正かつ確実に行われ、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下①～③までに掲げる事項 | □いる□いない |  |
| 　係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保していますか。　●**連携施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称・所在地 |  |
| 主な連携内容 |  |

　 |
| **①保育内容の支援について**　［利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に　　　　　　　　　　　　　　必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと］　　保育内容の支援については、３歳児に近い２歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として以下のようなものが想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定する必要がある。　　 1) 給食に関する支援　　　　給食については、事業所内で調理する方法（当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。以下「自園調理」という。）を原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、一定の要件（p15～16「24 食事の提供」の2）①～③）を満たす事業所については、連携施設を含む搬入施設から搬入する方法を認めることとしている。　　　　このことを踏まえ、例えば、連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、また、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられる。　　　　なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることに留意すること。　　 2) 嘱託医（健康診断）　　　　連携施設と事業所で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と事業所の合同で健康診断を行うことが考えられる。　　 3) 園庭の開放　　　　事業所から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられる。　　 4) 合同保育　　　　事業所から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定される。　　　　特に、集団保育の必要性が生じてくる２歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会を確保することを目的とし、３歳児からの円滑な集団保育につなげることを意図しているもの。　　　　このほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられる。**②代替保育の提供について**　［必要に応じて、代替保育を提供すること］　　具体的な連携内容としては、事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することが考えられる。　　また、事業所の職員が研修を受講する場合に、連携施設が代わって保育を提供することも考えられる。　【緩和措置】（国の認可基準では、平成３０年４月から／国の確認基準では、令和元年５月から）　　※　市が、②の代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、当該事業者が次の「代替保育に係る連携協力を行う者」を適切に確保し、以下の a) 及び b) の要件を満たすと認めるときは、②の代替保育の提供に係る連携施設の確保を求めないことができる。　　　　「代替保育に係る連携協力を行う者」　　　　　　［小規模保育事業を行う事業所以外において代替保育を提供する場合］　　　　　　　　小規模保育事業（Ａ型、Ｂ型）又は事業所内保育事業を行う者　　　　　　［小規模保育事業を行う事業所において代替保育を提供する場合］　　　　　　　　事業の規模等を勘案して、小規模保育事業（Ａ型、Ｂ型）又は事業所内保育事業を行う者と同等の能力を有すると市が認める者 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 保育所等との連携 | 　　　　a)　当該事業者と「代替保育に係る連携協力を行う者」との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること　　　　b)　「代替保育に係る連携協力を行う者」の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること　　　●緩和措置が適用される場合の連携協力を行う者の事業所名　　　　　　　　**③卒園後の受け皿の提供について**　［保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育　　　　　　　　　　　　　　　　　又は保育を提供すること］　　事業所は、乳児又は満３歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設を確保することが重要である。【緩和措置１】（国の認可・確認基準では、令和２年４月から）※　市が、児童福祉法第２４条第３項の規定による利用調整（当分の間、すべての市町村は当該規定に基づき利用調整を行うことになっている）を行うに当たって、次の措置を講じている場合には、③の卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保を求めないことができる。・　小規模保育事業所による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じている場合・　小規模保育事業所による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合　【緩和措置２】（国の認可基準では、平成３１年４月から／国の確認基準では、令和元年５月から）　　※　市が、③の卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、当該事業者が次の「卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者」を適切に確保することを適切に確保することをもって、③の卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保を求めないことができる。　　　　「卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者」　　　　　　次の a) 又は b) の施設（入所定員が２０人以上に限る。）であって、市が適当と認めるもの　　　　　　a)　企業主導型保育事業に係る施設　　　　　　b)　地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設　　　●「緩和措置２」が適用される場合の連携協力を行う者の施設名　　　　　　　　　　 |
| ※　連携施設の設定に当たっては、必ずしも１事業につき１連携施設を設定する方法に限らず、１事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や、複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。※　**経過措置**　　連携施設の確保が著しく困難であって、支援法第59条第4号に規定する事業（特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業）による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合に、連携施設を確保しないことができる経過措置は、令和２年３月末までであったが、さらに５年間延長されている（令和７年３月末まで）。※　経過措置期間中の減算　　公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合（上記①～③の全ての連携協力が確保されていない場合）には、減算（加減調整部分の「連携施設を設定していない場合」の減算）の対象となる。　（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№117） |
| 2)　事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に | □いる□いない |  |
| 　おいて継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めていますか。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 18 小学校等との連携確認基準第11条(第50条で準用) | 　　特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上 | □いる□いない |  |
| 　保育認定子どもを除く。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていますか。 |
| 19 地域との連携確認基準第31条(第50条で準用) | 　　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 20 保育の提供の記録確認基準第12条(第50条で準用) | 　　特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　提供した保育に係る必要な事項の提供の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 21 保護者との連絡　　　　★認可基準第25条 | 　　常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めてい | □いる□いない |  |
| 　ますか。 |
| 22 相談及び援助確認基準第17条(第50条で準用) | 　　常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又 | □いる□いない |  |
| 　はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 |
| ※（保育指針）　保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。 |
| 23 利用乳幼児の健康診断 ★認可基準第16条 | 1)　利用乳幼児に対し、「利用開始時の健康診断」、「少なくとも１年に２回の定期健康診断」及び「臨時の健康診断」を、学校 | □いる□いない |  |
| 　保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていますか。　　ただし、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされています。　　この場合、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければなりません。 |
| 2)　1)の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、 | □いる□いない |  |
| 　必要に応じ、保育の提供又は児福法第24条第6項の規定による措置（市が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときに、保育を行うことを委託すること）の解除、停止等の必要な手続をとることを、事業者に勧告していますか。 |
| 24 食事の提供　　　　　★認可基準第14条,第15条 | 1)　利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法（他の社会福祉施設等を併設している場合であって、当該事 | □いる□いない |  |
| 　業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行っていますか。 |
| ※　円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の施設の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。※　調理業務の委託は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け厚生省児童家庭局長通知）に定められた要件を満たしている場合に可能とされている。　　その場合、受託業者は食品衛生法に基づく営業許可が必要となる。【経過措置（終了）】※　自園調理を行っていない事業から新制度に移行した場合は、令和２年３月末までの間に自園での調理体制を整える前提で、弁当持参や外部搬入（次の2）による搬入を除く）を認める経過措置が設けられていた（認可基準附則第2条、事業者向けＦＡＱ 第7版 平成27年3月 p42）が、当該経過措置は延長されていない。 |
| 2)　食事の提供を、以下に該当する搬入施設において調理し、事業所に搬入する方法により行っている場合は、以下①～③の要件を満たしていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　①搬入施設から搬入を行う際の要件［ 1) ～ 4) の要件を全て満たすこと］　　1)　利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること　　2)　当該事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること　　3)　調理業務の受託者を、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）24 食事の提供　　　　　★ | 　　4)　利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること　　5)　食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること　②搬入施設の要件［ 1) 又は 2) ］　　1)　連携施設　　2)　当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う　　　事業所、社会福祉施設、医療機関等　③搬入の方法によることとしても、なお当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の　　調理機能を有する設備を備えていること。 |
| 3)　利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含 | □いる□いない |  |
| 　有するものとしていますか。 |
| 4)　食事は、3)によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものと | □いる□いない |  |
| 　していますか。 |
| 5)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 6)　利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 25 利用者負担額等の受領確認基準第43条 | 1)　特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（保育料）の支払を受けていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　・令和元年１０月から、次の利用者負担額（保育料）については、無償化されている。　　　「住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子ども」　　　　　※　子どもが２人以上の世帯では、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子とカウントして、０歳から２歳までの第２子は半額、第３子以降は無償となる。（年収３６０万円未満相当の世帯については、第１子の年齢は問わない。）　　・３号認定子どもの「主食費・副食費」は、給食材料費相当額として利用者負担額（保育料）に含まれる。 |
| 2)　法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 3)　いわゆる「上乗せ徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　・　特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 |
| 　　※　上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものである。　　　　上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができるが、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議により承認を得ることが必要である。　　　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p72,75） |
| 4)　いわゆる「実費徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　①　日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用　　②　特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用　　③　特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）25 利用者負担額等の受領 | 　　④　①～③のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの |
| 　　※　教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当する。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができる。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p72） |
| 5)　1)～4)の費用の額の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　※　銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書を、保護者の指定した口座からの引き落しにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられる。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められる。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p76） |
| 6)　3) 及び 4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支 | □いる□いない |  |
| 　払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。ただし、4) の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しないとされています。 |
| ※　徴収に当たっては、「上乗せ徴収」については書面による保護者の同意、「実費徴収」については保護者　の同意が必要となる。 |
| 26 地域型保育給付費の額に係る通知等確認基準第14条(第50条で準用) | 1)　法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該保護者に係る地域型保育給付費の額を通知していますか | □いる□いない |  |
| ※「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」　（平成28年4月14日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育　　局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡）　①　通知は毎月行わなければならないものではなく、１年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能であること。　②　通知は、各施設（事業）・子どもに係る公定価格の額が明らかにならないと行うことができないものであり、年度途中に、市町村による加算の認定・変更や公定価格の引上げ等が行われることも踏まえると、１月～３月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられること。　③　通知の方法は、必ずしも、各支給認定保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能とされていること。　※　当該事務連絡では、記載例や様式例が示されれいる。 |
| 2)　上記 25 の 2) で、法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載し | □いる□いない□非該当 |  |
| 　た特定地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付していますか。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 27 勤務体制の確保等 4),5):★労働基準法等、認可基準第8条確認基準第47条 | 1)　雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 | □いる□いない |  |
| **【雇用・労働契約の成立】****（民法第623条）**※　雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。**（労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条）**※　労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。※　労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。　　ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。　　なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。※　使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。※　労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。　　また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。**【労働条件の明示】****（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）**※　労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。

|  |  |
| --- | --- |
| **▼必ず明示しなければならない項目**

|  |
| --- |
| **▼書面（労働条件通知書等）の交付等により明示しなければならない項目**　　**①**労働契約の期間　　　期間の定めのある労働契約の場合はその期間、期間がない労働契約の場合はその旨を明示しなければならない。　**②**期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準（更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。）　**③**就業の場所、従事すべき業務　雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。　**④**始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換当該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。　　　なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合は、労働者の利便性をも考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りる。　**⑤**賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期　**⑥**退職（解雇の事由を含む。）　　※　書面による明示については、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされている。　　（上記の　　　の部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」(平成11年1月29日基発第45号　労働省労働基準局長通達)の記載。）　※　「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。 |

　 |

 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （続）27 勤務体制の確保等 |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 　また、**雇用する労働者が短時間労働者（注）である場合**には、上記①～⑥の事項に加えて、次のa)～d)の事項についても、文書の交付等により明示することが義務付けられている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条）。　**a)**昇給の有無　　　　　**b)**退職手当の有無　　　　　　**c)**賞与の有無　**d)**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（担当者の氏名、担当者の役職又は担当部署等）（ d)の項目は平成27年4月から追加）　　　注）　短時間労働者：　パートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。「所定労働時間が短い」とは、わずかでも短ければ該当する。　※　労働条件の明示方法は、これまで書面の交付に限られていたが、平成３１年４月からは、労働者が希望した場合、①ＦＡＸでの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が電子メール等の記録を出力して書面を作成できるものに限られる）により明示することができるようになった。 |

　　 　**⑦**昇給 |

|  |
| --- |
| **▼使用者が以下の項目に関する定めをした場合に、明示しなければならない項**目　　 　**①**退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、退職手当の支払の時期　 　**②**臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給、能率手当、最低賃金額　 　**③**労働者に負担させるべき食費、作業用品等　 　**④**安全、衛生　 　**⑤**職業訓練　 　**⑥**災害補償、業務外の傷病扶助　 　**⑦**表彰、制裁　 　**⑧**休職 |

　　　※　短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。　　※　労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。　　（有期労働契約についての補足）　　※　「有期労働契約」は、有期事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、原則として、３年を超える期間について締結してはならないこととされている。　　　　ただし、①高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者（平成15年厚生労働省告示第356号で規定）との間に締結する労働契約、②満６０歳以上の労働者との間に締結する労働契約については期間の上限は５年とされている。　（労働基準法第14条）。　　※　平成２５年４月１日以後に開始する「有期労働契約」が５年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される。無期転換申込権が発生した契約期間中に、無期転換の申込みがあった場合、使用者は断ることができず、その時点で無期労働契約が成立する。　（労働契約法第18条） |
| 2)　事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤 | □いる□いない |  |
| 　務の体制を定めていますか。 |
| ※　原則として、月ごとの勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、保育従事者等の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、職員の配置基準及び加算の算定要件が満たされていることを明らかにする必要がある。 |
| 3)　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないとされています。 |
| ※　調理等の保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等が可能とされている。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）27 勤務体制の確保等 | 4)　事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | □いる□いない |  |
| ※（保育指針）・　保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。・　施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。・　職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。・　各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。・　保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。・　外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。・　施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。 |
| 5)　職員は、常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※（保育指針）・　施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。・　保育所における保育士は、児福法第18条の4規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。・　子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。　　各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。 |
| 28 職員の健康診断 2):★認可基準第16条 | 1)　職員（常時使用する労働者）に対する健康診断は、１年以内ごとに１回、定期的に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 　（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条）※　短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。　　　①　期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１年以上使用され、又は使用されることが予定されている者　　　②　週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者※　健康診断の実施は法で定められていることから、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。 |
| 2)　職員の健康診断に当たり、特に利用乳幼児の食事を調理する者については、綿密な注意を払っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に |
| 　１回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、１０月から３月までの間には月に１回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。　（大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月改正・厚生労働省通知）） |
| 29 秘密保持等 1):★認可基準第19条確認基準第27条(第50条で準用) | 1)　職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 　　職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがな | □いる□いない |  |
| 　いよう、必要な措置を講じていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）29 秘密保持等 | ※　雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。※　児福法第18条の22には、保育士の秘密保持義務について明記されている。※　児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 |
| 2)　小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子 | □いる□いない |  |
| 　どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていますか。 |
| ※　この同意は、保育の提供開始時に、支給認定子どもの保護者から包括的に同意を得ることで足りる。 |
| 3)　「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（個人情報保護委員会（内閣 | □いる□いない |  |
| 　府の外局として設置された行政委員会））等に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 |
| ※　個人データを含む書類の管理方法は、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。※　「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年厚生労働省告示85号）」は、上記のガイドライン等の施行に伴い、平成29年に廃止されている。 |
| 30 非常災害対策 ★認可基準第6条 | 　　非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回、行っていますか。 |
| ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。　　　　　　　　　　　　　　（参考）　社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所（従業員を含む収容人員が３０人以上の事業所）にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせることが望ましいとされている。※　その他、p35～36の「11 災害への備え」を参照のこと。 |
| 水防法15条の3 | 2)　事業所が「浸水想定区域内」に所在し、かつ、市の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に該当していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　志木市地域防災計画（平成30年3月改正版）の「資料編」に、「資料８．２　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。 |
| 3)　2)で「要配慮者利用施設」に該当する場合、洪水時等の円滑・迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成し、 | □いる□いない |  |
| 　この計画に基づいて、洪水時等を想定した「避難訓練」を実施していますか。 |
| ※　浸水想定区域内に所在し、市町村の地域防災計画で「要配慮者利用施設」と位置付けられた施設は、避難確保計画の作成と市への報告、避難訓練の実施が義務付けられている。（平成29年の法改正で義務化された。） |
| 31 衛生管理等 　★認可基準第13条 | 1)　利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じてい | □いる□いない |  |
| 　ますか。 |
| 2)　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　1)、2)に関連し、p32～33の「8 子どもの健康支援」、p34～35の「10 環境及び衛生管理並びに安全管理」を参照のこと。 |
| 3)　当該事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 32 緊急時等の対応確認基準第18条(第50条で準用) | 　　事業所の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その | □いる□いない |  |
| 　他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 |
| 33 事故発生の防止及び発生時の対応確認基準第32条(第50条で準用) | 1)　事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　①　事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。　　②　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。③　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 |
| ※　p34～35の「10 環境及び衛生管理並びに安全管理　２」を参照のこと。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）33 事故発生の防止及び発生時の対応 | 2)　教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事故が発生した場合には、速やかに市（保育課）に報告すること。（参考）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け内閣府子ども・子育て本部参事官等通知） |
| 3)　2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事故の状況及び事故に際してとった処置の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 4)　 教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。 |
| 5)　事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。※　業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。 |
| 34 苦情解決 1):★認可基準第20条確認基準第30条(第50条で準用) | 1)　提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該子どもの家族（以 | □いる□いない |  |
| 　下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 |
| 2）　1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※（指針解説）　保育所が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、その内容や一連の経過と結果について書面での記録を残すなど、苦情に対応する　ための体制を整備することが必要である。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められている。※（指針解説）　苦情解決とは、保護者等からの問題提起であり、個別の問題として対応するだけでなく、それを通じて、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図っていくための材料として捉えることが重要である。※　苦情の内容等の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 3)　提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 4)　提供した特定地域型保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定地域 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　型保育事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告していますか。 |
| ※　「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知） |
| 35 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知確認基準第19条(第50条で準用) | 　　事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　意見を付してその旨を市に通知していますか。 |
| ※　市への通知に係る記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 36 情報の提供等確認基準第28条(第50条で準用) | 1)　特定地域型保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に | □いる□いない |  |
| 　特定地域型保育を選択することができるように、当該事業所が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）36 情報の提供等 | ※（指針解説）　保育所は、保育の内容等、すなわち、一日の過ごし方・年間行事予定・当該保育所の保育方針・職員の状況その他当該保育所が実施している保育の内容に関する事項等について、情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に利用できるようにすることが重要である。 |
| 2)　当該特定地域型保育について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 37 利益供与等の禁止確認基準第29条(第50条で準用) | 1)　利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若 | □いる□いない |  |
| 　しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 |
| 2)　利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族 | □いる□いない |  |
| 　を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 |
| 38 会計の区分確認基準第33条(第50条で準用) | 　　特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | □いる□いない |  |
| 39 記録の整備 1):★認可基準第18条確認基準第49条 | 1)　職員、財産・設備、会計及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする記録（帳簿）を整備していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保 | □いる□いない |  |
| 　存していますか。　　①特定地域型保育の提供に当たっての計画　　②特定地域型保育の提供の記録　　③「35 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録　　④「34 苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録　　⑤「33 事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について　　　の記録 |
| 40 特別利用地域型保育の基準確認基準第51条 | ※　特別利用地域型保育（１号認定を受けた子どもが、地域型保育事業を利用する場合）については、p58～59を参照のこと。 |
| 1)　１号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、「志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める認可基準を遵守していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 2)　1)により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る１号認定子ども該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該事業所を現に利用している満３歳未 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　満保育認定子ども（次の41により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる２号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、利用定員の数を超えていませんか。 |
| 3)　1)により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、p10～23に記 | □いる□いない□非該当 |  |
| 載した運営基準（「6 あっせん、調整及び要請に対する協力 」の 2) を除く。）を適用していますか。 |
| 41 特定利用地域型保育の基準確認基準第52条 | ※　特定利用地域型保育（２号認定を受けた子どもが、地域型保育事業を利用する場合）については、p58～59を参照のこと。 |
| 1)　２号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、「志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める認可基準を遵守していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 2)　1)により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る２号認定子ども該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該事業所を現に利用している３号認定 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前の40により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる１号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、利用定員の数を超えていませんか。 |
| 3)　1)により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、p10～23に記 | □いる□いない□非該当 |  |
| 載した運営基準（「6 あっせん、調整及び要請に対する協力 」の 2) を除く。）を適用していますか。 |

|  |
| --- |
| 第６　保育所保育指針　（保育所保育指針・解説からの抜粋。一部は「第４の運営基準」の関連項目の方に記載。）※ **認可・確認基準で、地域型保育事業においても、保育所保育指針の内容に準じて保育を行うことが定められている。**※ **地域型保育事業では該当しない内容もあるが、参考として記載している。** |
| （第１章　総則） |
| 1 保育所保育に関する基本原則 | 　　保育は、次の基本原則を踏まえて行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 　1)　保育所は、入所する子どもの最善の利益（「子どもの権利条約」第3条第1項）を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。　2)　保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、次の目標を目指して行わなければならない。　　　①　十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。　　　②　健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。　　　③　人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。　　　④　生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。　　　⑤　生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。　　　⑥　様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。　3)　保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。　　　①　子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。　　　②　子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること　　　③　保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。　　　④　子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。 |
| 2 養護に関する基本的事項 | 　　保育における養護は、次の基本的事項を踏まえて行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 　1)　保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護（生命の保持、情緒の安定）に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。　2)　「生命の保持」に関わるねらい・内容　　[ねらい]　　　①　一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。　　　②　一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。　　　③　一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。　　　④　一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。　　[内容]　　　①　一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。　　　②　家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。　　　③　清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。　　　④　子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄せつ、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。　4)　「情緒の安定」に関わるねらい・内容　　[ねらい]①　一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。②　一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）2 養護に関する基本的事項 | ③　一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。④　一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。　　［内容]　　　①　一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。　　　②　一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。　　　③　保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。　　　④　一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。 |
| 3 保育の計画及び評価 | １　全体的な計画は、次の点に留意して作成していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　上記１の2)に示した「保育の目標」を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。　2)　全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。　3)　全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。 |
| ２　指導計画（長期的な指導計画、短期的な指導計画）は、次の点に留意して作成していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。　2)　指導計画の作成に当たっては、第２章「保育の内容」及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。　　　①　３歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。　　　②　３歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。　　　③　異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。　3)　指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。　4)　一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。　5)　午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。　6)　長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。　7)　障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。 |
| ３　指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　　①　施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。　　　②　子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。　　　③　子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。　　　④　保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）3 保育の計画及び評価 | ４　保育内容等の評価は次のとおり行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育士等の自己評価　　　①　保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。　　　②　保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。　　　③　保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。　2)　保育所の自己評価　　　①　保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。　　　②　保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。　　　③　保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。 |
| ５　評価を踏まえた計画の改善は、次のとおり行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。　2)　保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 |
| 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 | 　1)　育みたい資質・能力　　　①　保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、上記１の2)に示す「保育の目標」を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。　　　　　・　豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」　　　　　・　気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」　　　　　・　心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」　　　②　①に示す資質・能力は、以下の第２章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。　2)　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　　　次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、以下の第２章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。　　　①　健康な心と体　　　　　保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。　　　②　自立心　　　　　身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。　　　③　協同性　　　　　友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。　　　④　道徳性・規範意識の芽生え　　　　　友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。　　　⑤　社会生活との関わり　　　　　家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するように |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 | 　　　　なる。　　　⑥　思考力の芽生え　　　　　身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。　　　⑦　自然との関わり・生命尊重　　　　　自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。　　　⑧　数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚　　　　　遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。　　　⑨　言葉による伝え合い　　　　　保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。　　　⑩　豊かな感性と表現　　　　　心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。 |
| （第２章　保育の内容） |
| 5 乳児保育に関わるねらい及び内容 | 　　乳児保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　基本的事項　　　①　乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆きずなが形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。　　　②　以下の各視点において示す保育の内容は、上記「２ 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。　2)　ねらい及び内容　　　①　身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」　　　　　健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。　　　　［ねらい］　　　　　・　身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。　　　　　・　伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする　　　　　・　食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。　　　　［内容］　　　　　・　保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。　　　　　・　一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。　　　　　・　個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。　　　　　・　一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。　　　　　・　おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。　　　　　・　健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）5 乳児保育に関わるねらい及び内容 | 　　　②　社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」　　　　　受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。　　　　［ねらい］　　　　　・　安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。　　　　　・　体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。　　　　　・　身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。　　　　［内容］　　　　　・　子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。　　　　　・　体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。　　　　　・　生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。　　　　　・　保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。　　　　　・　温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。　　　　　・　身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。　　　③　精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」　　　　　身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。　　　　［ねらい］　　　　　・　身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。　　　　　・　見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。　　　　　・　身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。　　　　［内容］　　　　　・　身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。　　　　　・　生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。　　　　　・　保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。　　　　　・　玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。　　　　　・　保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。　　　　　・　乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。　3)　保育の実施に関わる配慮事項　　　　　・　乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。　　　　　・　一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。　　　　　・　乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第３章「健康及び安全」に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。　　　　　・　保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。　　　　　・　担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 6 １歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 | 　　１歳以上３歳未満児の保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　基本的事項　　　①　この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄せつの自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わることが必要である。　　　②　以下の各領域において示す保育の内容は、上記「２ 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である　2)　ねらい及び内容　　　①　心身の健康に関する領域「健康」　　　　　健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。　　　　［ねらい］　　　　　・　明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。　　　　　・　自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。　　　　　・　健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。　　　　［内容］　　　　　・　保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。　　　　　・　食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。　　　　　・　走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。　　　　　・　様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。　　　　　・　身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。　　　　　・　保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。　　　　　・　便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。　　　　　・　健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。　　　　　・　排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。　　　　　・　食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。　　　②　人との関わりに関する領域「人間関係」　　　　　他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。　　　　［ねらい］　　　　　・　保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。　　　　　・　周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。　　　　　・　保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。　　　　［内容］　　　　　・　保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。　　　　　・　保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。　　　　　・　身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。　　　　　・　保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。　　　　　・　保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。　　　　　・　生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）6 １歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 | 　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。　　　　　・　思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。　　　　　・　この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。　　　③　身近な環境との関わりに関する領域「環境」　　　　　周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。　　　　［ねらい］　　　　　・　身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。　　　　　・　様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。　　　　　・　見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。　　　　［内容］　　　　　・　安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。　　　　　・　玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。　　　　　・　身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。　　　　　・　自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。　　　　　・　身近な生き物に気付き、親しみをもつ。　　　　　・　近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。　　　　　・　身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。　　　　　・　地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合い　　　　　　などを通して行うこと等も考慮すること。　　　④　言葉の獲得に関する領域「言葉」　　　　　経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。　　　　［ねらい］　　　　　・　言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。　　　　　・　人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。　　　　　・　絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。　　　　［内容］　　　　　・　保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。　　　　　・　生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。　　　　　・　親しみをもって日常の挨拶に応じる。　　　　　・　絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。　　　　　・　保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。　　　　　・　保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。　　　　　・　保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。　　　　　・　子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うこ　　　　　　とを援助するなど、子ども同士の関わりの仲立ちを行うようにすること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）6 １歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 | 　　　　　・　この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。　　　⑤　感性と表現に関する領域「表現」　　　　　感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。　　　　［ねらい］　　　　　・　身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。　　　　　・　感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。　　　　　・　生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。　　　　［内容］　　　　　・　水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。　　　　　・　音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。　　　　　・　生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。　　　　　・　歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。　　　　　・　保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。　　　　　・　生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。　　　　［内容の取扱い］　　　　　・　子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。　　　　　・　子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。　　　　　・　様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。　　　　　・　身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。　3)　保育の実施に関わる配慮事項　　　　　・　特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。　　　　　・　探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。　　　　　・　自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。　　　　　・　担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。 |
| 　（ ３歳以上児の保育に関するねらい及び内容　・・・略 ）　 |
| 7 保育の実施に関して留意すべき事項 | 　　保育の実施に関して、次のとおり留意していますか。　1)　保育全般に関わる配慮事項 | □はい□いいえ |  |
| 　　　　　・　子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。　　　　　・　子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。　　　　　・　子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。　　　　　・　子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。　　　　　・　子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。　　　　　・　子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。　2)　小学校との連携　（略）　3)　家庭及び地域社会との連携　　　　　・　子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。 |

|  |
| --- |
| （第３章　健康及び安全） |
| 8 子どもの健康支援 | １　子どもの健康状態及び発育・発達状態については、次のとおり把握していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。　　　　　・　子どもの健康状態の把握は、嘱託医と嘱託歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による日々の子どもの心身の状態の観察、更に保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって、総合的に行う必要がある。　　　　　　　観察すべき事項としては、機嫌、食欲、顔色、活動性等のどの子どもにも共通した項目と、一人一人の子ども特有の疾病等に伴う状態がある。　　　　　・　発育状態の把握の方法としては、定期的に身長や体重等を計測し、前回の計測結果と比較する方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べることが大切である。　　　　　・　発達状態については、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握する。　2)　保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。　3)　子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児福法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。　　　　　※　虐待の早期発見・通告については、p12の「15 虐待の防止」を参照のこと。 |
| ２　子どもの健康増進に当たっては、次のとおり対応していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。　2)　子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 |
| ３　子どもの疾病等については、次のとおり対応していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。　2)　感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。　　　　　［感染経路対策］　　　　　・　感染症の流行を最小限にするためには、飛沫感染対策として、換気をこまめに行う。また、咳やくしゃみなどを人に向けないようにする。マスクが無くて咳などが出そうな時はハンカチなどで口を覆う等の咳エチケットを、日常生活の中で子どもたちが身に付けられるようにしていく。　　　　　・　空気感染対策としては、水痘、麻しん、結核といった空気感染する感染症が疑われる場合には、その子どもをすぐに他の子どもたちとは別保育とし、換気を行う。保護者に連絡して受診を勧める。　　　　　・　接触感染対策としては適切な手洗いを行うことが最も重要であり、正しい手洗いの方法を身に付けさせる必要がある。　　　　　・　人の血液などを介して感染する感染症の予防では、血液や汗を除く体液（喀痰、尿、糞便等）などに触れる時には、必ず使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後には流水と石けんで手洗いを行い、血液等が触れた場所は消毒するといった「標準予防策」をとる必要がある。　　　　　※（参考）「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」（平成30年3月厚生労働省）　3)　アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。　　　　　・　子どものアレルギー疾患は、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等様々あり、保護者からその対応を求められることが非常に多い。なかでも食物アレルギーとアナフィラキシーに関しては、誤食等の事故などにより生命が危険に晒されるおそれがあるため、常に適切な対応を行うことが重要である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）8 子どもの健康支援 | 　　　　　　　日頃の管理として、生活環境の整備（ダニ・ホコリの管理等）や与薬及び外用薬塗布管理、食物アレルギーであれば給食管理、緊急時対応等が求められる。　　　　　　　　（補足）アナフィラキシー　　　　　　　　　　　　：　アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、　　　　　　　　　　　　　ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態　　　　　※（参考）「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」（平成31年4月厚生労働省）　　　　　・　食物アレルギーのある子どもの誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性がある。食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。その上で、安全性を最優先とした、人為的な間違いや失敗についての対策を講じることが重要である。　4)　子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。　　　　　・　救急用の薬品や、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を習熟しておく必要がある。　　　　　・　保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。　　　　　　　保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。　　　　　　　また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。　　　　　・　救急蘇生を効果的に行うためには、子どもの急変を早期に発見することが重要であり、日頃の健康状態の把握や保健管理のあり方が大きな意味をもつ。また、保育士等をはじめ全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。自動体外式除細動器（AED）が設置してある場合は、その操作について習熟しておく。　　　　　・　乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。生後２か月から６か月に多く、稀には１歳以上で発症することがある。　　　　　　　SIDSは、うつぶせ、仰向けのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査から分かっており、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。また、睡眠時に子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息事故を未然に防ぐことにつながるものである。 |
| 9 食育の推進 | １　食育基本法を踏まえ、保育所の特性を生かした食育を、次のとおり行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。　2)　子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。　3)　乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。　　　　　・　日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。　　　　　　　その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。 |
| ２　食育の環境の整備等を次のとおり行っていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。　2)　保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）9 食育の推進 | 　3)　体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。※（参考）　　「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」（平成16年3月厚生労働省）　　「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」（平成31年4月厚生労働省）　　「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省） |
| 10 環境及び衛生管理並びに安全管理 | １　保育の環境整備や衛生管理に当たっては、次のとおり対応していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。　　　　　・　常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切である。その際、消毒薬などは子どもの手の届かない場所で保管、管理し、誤飲の防止等、安全の徹底を図らなくてはならない。　　　　　・　保育室をはじめとした保育所内の各室、調理室、トイレ、園庭、プールなど各設備の衛生管理はもちろんのこと、歯ブラシやコップ、寝具、床、棚、おむつ交換台、ドアノブ、手洗い用の蛇口など各備品、特に低年齢児では直接口に触れることも多い玩具は、日々状態を確認し、衛生管理を行う。　　　　　・　調理室や調乳室では、室内及び調理や調乳のための器具、食器を清潔に保つとともに、食品の品質等の管理、入室時の外衣や帽子の着用といった衛生管理が必要である。　　　　　・　園庭や砂場では、動物の糞尿の処理、樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔を保つことなどが必要である。　　　　　・　プールでは、設備の消毒や水質の管理、感染症の予防のほか、利用時については、重大事故が発生しやすい場面であることを踏まえた安全管理の徹底に努める。　2)　施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。　　　　　・　職員は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付けておくことが必要である。嘔吐物や糞便等の処理に当たっては、使い捨てのマスクやエプロン、手袋等の使用や手洗いの徹底など、感染防止のための処理方法とその実施を徹底しておく。　　　　　・　調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や、子どもの食事の介助を行う場合には、手洗いや備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底することが重要である。　　　　　・　全職員は自己の健康管理に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに施設長に報告し、自らが感染源にならないよう、適切に対処することが必要である。　　　　（食中毒の予防）　　　　　・　食中毒の予防に向けて、日常的に、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう取り組むことが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、その世話の後、必ず手洗い等を徹底させる。　　　　　・　調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど、衛生面の指導を徹底することが必要である。　　　　（食中毒発生時の対応）　　　　　・　食中毒が発生した場合に備えて、食中毒発生に関する対応マニュアルの作成と全職員への周知も重要である。食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもを別室に隔離するとともに、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。　　　　　・　食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底する。　　　　　※（参考）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月改正・厚生労働省通知）　　　　 　　　　　　（補足）　当該マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるが、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう通知が出ている。 |
| ２　保育中の事故防止や安全対策については、次のとおり対応していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。　　　　　・　事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）10 環境及び衛生管理並びに安全管理 | 　　　　　・　日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。　　　　　・　保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である。　　　　　・　重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。　2)　事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。　　　　　・　乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。　　　　　　　睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。　　　　　　　また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。　　　　　・　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。　　　　　　　また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。　　　　　・　食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。　　　　　・　なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。　3)　保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。　　　　　・　重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実　等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。　　　　　・　日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。　　　　　・　施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。　　　　　　　子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。※（参考）　　「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省） |
| 11 災害への備え | １　施設・設備等の安全性が確保されるように、次のとおり取り組んでいますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。　　　　　・　施設の安全点検を定期的に行うとともに、消防設備や火気使用設備の整備及び点検を定期的に行うことは、安全性の確保の基本である。消火器は落下や転倒しない場所に設置し、その場所と使用方法について全職員に周知する。　　　　　・　施設の出入り口や廊下、非常階段等の近くには物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにしておくとともに、経路に怪我の要因となるような危険がないか、日常的に点検を行う必要がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）11 災害への備え | 　　　　　・　地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。　2)　備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。　　　　　・　安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。　　　　　・　日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。 |
| ２　災害発生時の対応体制を次のとおり整備し、避難に備えていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。　　　　　・　マニュアルの作成に当たっては、それぞれの保育所に応じた災害の想定を行い、保育所の生活において、様々な時間や活動、場所で発生しうることを想定し、それに備えることが重要である。　2)　定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。　　　　　・　避難訓練は、災害発生時に子どもの安全を確保するために、職員同士の役割分担や子どもの年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子ども自身が発達過程に応じて、災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けていくことを目指して行われることが重要である。　3)　災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。　　　　　・　災害時は電話等がつながらないことを想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせておく。また、保護者自身の安否を円滑に保育所に伝えてもらえる仕組みをあらかじめ整え、それを周知することも大切である。 |
| ３　地域の関係機関等と災害発生時に連携が取れるよう、次のとおり取り組んでいますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　1)　市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。　　　　　・　災害発生時に連携や協力が必要となる関係機関等としては、消防、警察、医療機関、自治会等がある。また、地域によっては、近隣の商店街や企業、集合住宅管理者等との連携も考えられる。こうした機関及び関係者との連携については、市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築することが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実態に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが必要である。　2)　避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。　　　　　・　避難訓練については、その実施内容等を保護者に周知し災害発生時の対応について認識を共有したり、災害発生時の連絡方法を実際に試みたり、子どもの引渡しに関する訓練を行うなど、保護者との連携を図っていく。また、地域の関連機関の協力を得ながら、地域の実情に応じた訓練を行うことが望ましい。 |
| （第４章　子育て支援） |
| 12 子育て支援 | 　　保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを | □はい□いいえ |  |
| 　家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意して行っていますか。　1)　保育所における子育て支援に関する基本的事項　　　①　保育所の特性を生かした子育て支援　　　　　・　保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。　　　　　・　保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）12 子育て支援 | 　　　②　子育て支援に関して留意すべき事項　　　　　・　保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。　　　　　・　子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。　2)　保育所を利用している保護者に対する子育て支援　　　①　保護者との相互理解　　　　　・　日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。　　　　　・　保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。　　　②　保護者の状況に配慮した個別の支援　　　　　・　保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。　　　　　・　子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。　　　　　・　外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。　　　③　不適切な養育等が疑われる家庭への支援　　　　　・　保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。　　　　　・　保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。　3)　地域の保護者等に対する子育て支援　　　①　地域に開かれた子育て支援　　　　　・　保育所は、児福法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。　　　　　・　地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。　　　②　地域の関係機関等との連携　　　　　・　市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。　　　　　・　地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。 |
| （第５章　職員の資質向上）　　　　　　　 ※　p20の「27 勤務体制の確保等」の4)、5）に記載している。 |

|  |
| --- |
| 第７　地域型保育給付費 |
| 1 基本的事項費用通知2(1)(2)4(1)(2)(3) | 1)　費用の額は、平成２７年内閣府告示第４９号（以下「告示」という。）の別表第３の小規模保育事業Ａ型、Ｂ型又はＣ型の | □いる□いない |  |
| 　区分により算定していますか。 |
| 2)　月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格は、次のとおり日割りにより算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 　【月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法】　　　告示により算定された各月の公定価格　　　　× その月の月途中の利用開始日からの開所日数（**※１**） ÷ 日数（**※２**）　【月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法】　　　告示により算定された各月の公定価格　　　　× その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数（**※１**） ÷ 日数（**※２**）　　**※１**：特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、（※２）の「日数」を超える場合は「日数」とする。　　**※２**：教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 ２０日　　　　　上記以外の子ども場合 ２５日　　注）上記により算定して得た額に１０円未満の端数がある場合は切り捨てる。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№135）※（各月（３月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。）　　「各月初日の利用子どもの単価に加算」及び「３月初日の利用子どもの単価に加算」するとされている加算については、日割り計算の対象から外れる。このような加算は、あくまで、各月（３月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中に退所しても日割りは行わない。逆に、各月（３月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されない。 |
| 3)　月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格は、次のとおり算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 　・　保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。　・　なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ上記 2) により算定すること。 |
| 4)　費用通知の別紙に規定している「充足すべき職員数」については、次のとおり算定方法していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　①基本分単価において充足すべき職員と各加算について　　　　３歳児配置改善加算、満３歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員（注）を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。　　　　また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。　　　　（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。　②各加算の適用順位について　　　　各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。　③常勤以外の職員配置について　　　　常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。　　　　（算式）　　　　　　　　　　　　 常勤以外の職員の１か月の勤務時間数の合計　　　　　　　　　　　　 ────────────────────────────────　＝　常勤換算値　　　　　　　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2 地域区分等 | 　　地域区分等は、次のとおり適用していますか。　**・地域区分**：　利用する事業所が所在する市町村ごとに定めら | □はい□いいえ |  |
| 　　　　　　 れた告示別表第１による区分を適用する。[志木市：１５／１００地域]　**・定員区分**：　利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。　**・認定区分**：　利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。　**・年齢区分（【Ａ・Ｂ】）**：　利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。　　　※　年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、保育士比率向上加算、障害児保育加算及び夜間保育加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用する。　**・保育必要量区分**：　利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№13）※　他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用される。　　また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになる。　　なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となる。 |
| 3 基本分単価 | 1)　基本分単価は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分（【Ａ・Ｂ】）、保育必要量区分（以下「地域区分等」という。） | □はい□いいえ |  |
| 　に応じて定められた額としていますか。 |
| 2)　基本分単価に含まれる職員構成を充足することについては、p4～6の「1 管理者」、「3 公定価格上の配置基準」で点検してください。　 |
| ※　基本分単価には、認可基準に定める「連携施設」に係る経費が算定されていることから、「連携施設を設定していない事業所」については、以下のp48の「12 連携施設を設定していない場合」による調整（減算）を行うことが必要となる。 |
| （基本加算部分） |
| 4 処遇改善等加算Ⅰ［加算認定］申請に基づき県が認定（市を経由）※当該加算額に係る使途等については、p64を参照 | 1)　処遇改善等加算Ⅰを算定している場合、加算率は次の区分表のとおりとなっていますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　加算率は、職員１人当たりの平均経験年数の区分に応じ、「基礎分」の割合に、「賃金改善要件分」の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合から「キャリアパス要件分」の割合を減じた割合。賃金改善要件に適合しない場合は、０％。）を加えて得た割合とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員１人当たりの平均経験年数 | 加算率 |
|  |  |
| 基礎分 | 賃金改善要件分 | うちキャリアパス要件分 |
| 　　11年以上 | 　　　１２％ | 　　　７％ | 　　　　２％ |
| 　　10年以上　11年未満 | 　　　１２％ | 　　　６％ |
| 　　 9年以上　10年未満 | 　　　１１％ |
| 　　 8年以上　 9年未満 | 　　　１０％ |
| 　　 7年以上　 8年未満 | 　　　　９％ |
| 　　 6年以上　 7年未満 | 　　　　８％ |
| 　　 5年以上　 6年未満 | 　　　　７％ |
| 　　 4年以上　 5年未満 | 　　　　６％ |
| 　　 3年以上　 4年未満 | 　　　　５％ |
| 　　 2年以上　 3年未満 | 　　　　４％ |
| 　　 1年以上　 2年未満 | 　　　　３％ |
| 　　 1年未満 | 　　　　２％ |

　【職員１人当たりの平均経験年数】※　その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（注１）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（注２に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（６月以上の端数は１年とし、６月未満の端数は切り捨てとする。）とする。なお、勤続年月数の確認に当たっては、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等から推認する取扱いも可能である。（注１）　嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員以外の者であっても、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。（注２）　①子ども･子育て支援法第7条第4項に定める教育･保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所　　　　　②学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び同法第124条に定める専修学校 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 　　　　　③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）を行う施設・事業所　　　　　④児福法第12条の4に定める施設（児童相談所に設置された一時保護所）　　　　　⑤認可外保育施設（児福法第59条第1項に定める施設）で、以下に掲げるもの・地方公共団体における単独保育施策による施設・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設・企業主導型保育施設・幼稚園に併設された施設・上記以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設　　　　　⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（保健師、看護師又は准看護師に限る。）※　「職員1人当たりの平均経験年数」の算定は、加算当年度の４月１日（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所にあっては、支援法による確認を受けた日）時点で行うこと。 |
| 【賃金改善要件】　（2-1、2-2は、該当する場合に点検してください。） |
| 2-1)　加算の適用を受けようとする年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
| ①　加算の適用を受けようとする年度（加算当年度）における次のⅰ、ⅱに掲げる事由（以下「加算Ⅰ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間（注１）において、賃金改善等見込総額（注２）が特定加算見込額（注３）※を下回っていないこと。加算Ⅰ新規事由がない場合には、賃金見込総額（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算の適用を受けようとする年度の前年度（加算前年度）に係る加算残額の支払を除く。）が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと。ⅰ　加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により加算前年度に比して増加する場合（加算率の増加のない施設・事業所において、加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）ⅱ　新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。　　（注１）賃金改善実施期間加算当年度の４月から翌年３月まで（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の３月まで）　　（注２）賃金改善等見込総額　「賃金改善見込総額（Ａ）」＋「事業主負担増加見込総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善見込総額 ＝ 各職員について「賃金改善見込額」を合算して得た額　　　　　　　・　「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。　　　　　　　・　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含む。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。　　　　　　　　ａ　上記ⅰの場合又は私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合⇒　加算前年度の賃金水準。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度（令和２年度にあっては、ｂ－２に定める基準年度とすることも認める。）とすることができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 　　　　　　　　ｂ　上記ⅱの場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。） ⇒　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度。ｂ－１　加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　⇒　加算Ⅰの適用を受けた直近の年度ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 ⇒　支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26年度以前に運営を開始した保育所にあっては、平成24年度。）。　　　　　　　　※１　当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。　　　　　　　　※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式＞により算定した額を合算して得た額とする。＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加見込総額 ＝ 各職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」　　（注３）特定加算見込額　　　　　　賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式＞により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×｛「加算Ⅰ新規事由に係る加算率（Ａ）」×100｝×「見込平均利用子ども数（Ｂ）」×「賃金改善実施期間の月数」　　　　　　（Ａ）加算Ⅰ新規事由に係る加算率　　　　　　　　ａ　上記ⅰの場合賃金改善要件分に係る加算率について加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合※　例えば、賃金改善要件分を加算当年度から加算前年度に比して１％引き上げる公定価格の改定が行われた場合は0.01、キャリアパス要件を新たに充足した場合は0.02、両事例に該当する場合はその合算値の0.03となる。　　　　　　　　ｂ　上記ⅱの場合適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率　　　　　　（Ｂ）見込平均利用子ども数加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。以下同じ。）の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとすること。　　（注）特定の年度における「賃金水準」加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。したがって、例えば、加算当年度に前年度から継続して勤務する職員に係る水準は、単に前年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要がある。②　加算当年度の途中において、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定（以下「増額改定」という。）が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとすること。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 2-2)　加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていますか。 | □はい□いいえ |  |
| ①　加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額（注1）が特定加算実績額（注２）※を下回っていないこと。加算Ⅰ新規事由がない場合には、支払賃金総額（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと。※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回ったときはその差額を、初めて受入（拠出）をしたときは受入（拠出）実績額の全額を加える（減じる）こと。　　（注１）賃金改善等実績総額　「賃金改善実績総額（Ａ）」＋「事業主負担増加相当総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善実績総額 ＝ 各職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額　　　　　　　・　「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定分※を加えて得た賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。※　各職員の増額改定分の合算額は、次の＜算式＞により算定した額以上となっていることを要する。＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」の改定分に係る改定率」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加相当総額 ＝ 各職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞　「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」　　（注２）特定加算実績額　　　　　　賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う増加額を含む。）として次の＜算式＞により算定した額（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（単価増分を含む。）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」　②　賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅰ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと。 |
|  | 【キャリアパス要件】　（3-1、3-2、3-3は、該当する場合に点検してください。）※　3-1、3-2のいずれにも適合すること又は3-3で加算Ⅱの適用を受けていることが必要となります。　　　　　 |
| 3-1)　次の①及び②の要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
|  | ①　職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。②　①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 3-2)　職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次の①及び②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、 | □はい□いいえ |  |
| 教育に係る長期休業期間に行うものを含む。）の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していますか。①　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。②　幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |
| 3-3)　 加算Ⅱの適用を受けていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 4)　加算額は次のとおり算定していますか。地域区分等に応じた単価×上記 1)で認定された加算率×100 | □はい□いいえ |  |
| ※加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定する。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№125、126、127、134、166）※（加算見込額の算定に当たって公定価格上の加減調整部分の取扱い）　　加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近しい値となるよう見込む必要がある。　　したがって、「土曜日に開所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになる　【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】　 ｛（⑦処遇改善等加算＋⑧３歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分）×賃金改善要件分の加算率÷処遇改善加算の加算率｝× ○/100 　（※○/100は、各定員区分によって決定）※（各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理）　　費用の額の算定に関する基準第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとする。　　例：　認定こども園、各月初日の利用子ども数：35人　　　　　療育支援加算の処遇改善等加算の単価の求め方　　　　　120÷35＝3（小数点第１位切り捨て）※（平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか）　　職員の勤続年数の確認に必要な書類について、国として一律の証明書を求めるものではない。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられる。　　記載事項としては、事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、（通知で示した対象となる施設・事業所での勤続年数の）内容が確認できるような項目が考えられる。※（平均経験年数の算定に当たり、派遣労働者や育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか）　　派遣労働者については、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務するのであれば、算定対象となる。　　育児休業・産前産後休業を取得している職員については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となる。また、当該職員本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象とならない。※（処遇改善等加算Ⅰの新規事由はどういう場合に該当するのか）　　「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される（＝加算率が引き上がる）ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の①～④が該当する。①　賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合②　キャリアパス要件を新たに満たした場合（「賃金改善要件分からの２％減」が解除）③　平均勤続年数の増加（加算前年度：１０年以下→加算当年度：１１年以上）により、賃金改善要件分の加算率が増加（６％→７％）する場合④　加算当年度から新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合（加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む）また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当します。なお、以下の場合は、新規事由には該当しません。・利用児童の増加により加算Ⅰの加算額が増加する場合・加算Ⅰ以外の加算（例：３歳児配置改善加算）の新規取得等により加算Ⅰの加算額が増加する場合・「基礎分」の加算率が増加する場合 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （【Ｂ】）5 保育士比率向上加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　保育士比率向上加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　年齢別配置基準［１、２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人、左記に加えて１人］について、保育士資格を有する者の占める割合が３／４以上であること。　＜算式＞ 配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）×３／４＝必要保育士数（小数点以下四捨五入） |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| （【Ｃ】）6 資格保有加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　資格保有加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置すること。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| 7 障害児保育加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　障害児保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　障害児（軽度障害児を含む。）（注）を受け入れ、当該障害児に係る保育従事者（【Ｃ】家庭的保育者及び家庭的保育補助者）の配置基準を障害児２人につき１人とすること。　　　（注）　市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。　【Ａ・Ｂ】　　その際の計算に当たっては、年齢別配置基準［１、２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人、左記に加えて１人］について、以下の算式に置き替えて算定する。　　＜算式＞　　｛１、２歳児数（障害児を除く）×１／６（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝　　　＋｛乳児数（同）×１／３（同）｝＋｛障害児数×１／２（同）｝＋１　　　＝配置基準上保育士・保育従事者数（小数点以下四捨五入）　【Ｃ】　　その際の計算に当たっては、各グループに配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。　　｛グループの利用子ども数（障害児を除く）×１／５（小数点第１位まで計算）｝　　＜算式＞　　　＋｛障害児数×１／２（同）｝　　　＝必要補助者数（小数点第１位を切り上げ） |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　対象となる子どもの地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （【Ａ・Ｂ】）8 休日保育加算［加算認定］申請に基づき市が認定共同実施施設は、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認する。 | 1)　休日保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施すること。　　　①　休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（※）を市町村が指定して実施すること。※　複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通して開所する施設（以下「共同実施施設」という。）を含む。　　　②　認可基準での職員配置基準等に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。　　　③　対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。　　　④　対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　　 | □はい□いいえ |  |
| 　　地域区分等及び以下により認定された休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数　　（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100）　　÷　当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）　　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）　　・　市は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所から、当該事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行う。　　　　なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行う。　　・　休日延べ利用子ども数には、休日等に当該事業所を利用する当該事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含む。なお、当該施設が共同実施施設である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含む。　　・　認定された休日延べ利用子ども数は、要件に適合せず加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用される。 |
| 3)　翌年４月末日までに実績報告書を市に提出していますか。 | □はい□いいえ |  |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№39、98、99、100）※　実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われない。　　なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要がある。※　休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできない。　　保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできる。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできない。　　就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられる。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになる。※（常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることについて） |
| 　　　 | 　　就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないことになるが、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではない。その場合、別途の利用料を徴収することはできない。※　日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等を提供することが基本であるが、（休日に自園調理を行うことが困難である場合など）保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられる。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （【Ａ・Ｂ】）9 夜間保育加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　夜間保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　・設置経営主体　　夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。　　・事業所　　　　　夜間保育を行う事業所であること。　　・職員　　　　　　管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。　　・設備及び備品　　仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。　　・開所時間　　　　開所時間は原則として１１時間とし、おおよそ午後１０時までとすること。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| 10 減価償却費加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　減価償却費加算を算定している場合、以下の加算の要件の全てに適合していますか | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　①　小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること（注１）　　　　（注１）　事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の５０％以上であること　　②　建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること　　③　建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注２）　　　　（注２）　施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、③に該当することとして差し支えない。　　　　　　　　・老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合　　　　　　　　・当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと　　　　　　　　・１事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に２　　　　　　　　　を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること　　④　賃借料加算の対象となっていないこと |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、「都市部」の区分に定められた額を算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（都市部：人口密度が当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町村） |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№123、128）※　加算要件③の「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれないが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能である。※（要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのか）　　減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金(以下「整備費等補助金」という。）の補助対象となる整備等（株式会社の場合は、整備費等補助金の対象外であることから、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等）を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるもの。　　減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断すること。　　１　保育所の場合　　　①　減価償却費加算の適用の有無の判断は確認を受けた施設・事業所ごとの単位で行う。　　　　　一つの施設・事業所が複数の棟に分かれている場合や分園を設けている場合であっても確認を受けた施設・事業所全体で減価償却の適用の有無を判断することになる。　　　　　このため、施設・事業所の一部でも整備費等補助金（注１）の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象にならない（注２）。　　　　　（注１）　施設整備費等補助金に該当しない補助金の例示　　　　　　　　　　・　地方自治体の単独事業による施設整備費等　　　　　　　　　　・　創設、増築・増改築、改築、大規模修繕等以外の施設整備費等の国庫補助金　　　　　　　　　　　　（スプリンクラー設備の補助等） |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）10 減価償却費加算 | 　　　　　（注２）　減価償却費加算の対象とならない場合の例示　　　　　　　　　　ⅰ　保育所等の一部（分園を含む）を整備費等補助金で整備した場合　　　　　　　　　　ⅱ　保育所等がA棟とB棟の複数の棟で構成されている場合で、A棟又はB棟の一部を　　　　　　　　　　　整備費等補助金で整備した場合　　　②　既存建物の無償譲渡を受けて教育・保育を実施している場合など、整備費等補助金の補助対象となる整備等の実施や建物の購入をせずに、保育所等として活用している場合には、減価償却費加算の対象にならない。　　２　認定こども園の場合　（略） |
| 11 賃借料加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　賃借料加算を算定している場合、以下の加算の要件の全てに適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　　①　小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること（注）　　　　　（注）　事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の５０％以上であること　　　②　①の賃貸物件に対する賃借料が発生していること |
| 　　　③　賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと　　　④　減価償却費加算の対象となっていないこと |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。　　Ａ地域・都市部 | □はい□いいえ |  |
| 　　（埼玉県：Ａ地域、都市部：人口密度が当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村） |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№124）※（賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどのようになるのか。）　　一括払いや分割払いといった賃借料の支払い方により加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から望ましくないので、実質的にどの期間の賃借料について国庫補助金が充当されているかを判定し、当該期間（国庫補助対象期間）については、賃借料加算が適用されない取扱いとなる。具体的な国庫補助対象期間の算定に当たっては、国庫補助基準額から礼金の額を控除した金額（礼金を国庫補助対象とする場合に限る。）を前払いによる減額を考慮しない月額賃借料で除し、これにより得られた月数（小数点以下切り上げ）が国庫補助対象期間となる。ただし、賃借料に係る契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間・金額について個別に定めている場合は、当該定めによる期間が国庫補助対象期間となる。例：　減額前の月額賃借料150万円、礼金300万円、20年契約、国庫補助基準額4,100万円の場合①契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間等の定めがない場合）（4,100万円－300万円）÷150万円＝25.33月　⇒　国庫補助対象期間　26月②契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、契約期間全期間の賃借料に国庫補助金を充当する定めがある場合）　　⇒　国庫補助対象期間　240月（＝20年間） |

|  |
| --- |
| （加減調整部分） |
| 12 連携施設を設定していない場合［調整の適用］状況確認の上、市が認定 | 　　認可基準に定める「連携施設」（p13～14）を設定していない事業所は、地域区分等に応じて定められた調整額を算定（減算）していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　※　基本分単価には、次の①、②及び③に係る連携施設に係る経費が算定されている。そのため、連携施設を設定していない事業所は、調整（減算）を行うことが必要となる。　　　①保育内容の支援②代替保育の提供（市が②に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、「代替保育に係る連携協力を行う者」を含む。[p13の緩和措置]）③卒園後の受け皿の提供（市が③に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、「卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者」を含む。[p14の緩和措置２]）　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№117）※　公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となる。　　なお、連携施設は、認可基準に掲げる全ての連携協力（上記の①、②及び③）が確保されたものであること。 |
| 13 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合［調整の適用］ 状況確認の上、市が認定 | 　　食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は認可基準に定める「搬入施設」から搬入する方法以外の方法による事業所は、次の調整額を算定（減算）していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　調整額＝（適用される基本分単価＋処遇改善等加算Ⅰ＋夜間保育加算（【Ａ・Ｂ】））　　　　　　×地域区分等に応じた調整率　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
| 14 管理者を配置していない場合 | p4の「1 管理者」で点検してください。 |
| 15 土曜日に閉所する場合［調整の適用］申請に基づき市が認定 | 　　事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設は、次の調 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　整額を算定（減算）していますか。　開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱います。　なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。　　調整額＝（適用される基本分単価＋処遇改善等加算Ⅰ＋障害児保育加算＋夜間保育加算（【Ａ・Ｂ】））　　　　　　×地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日数）に応じた調整率　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |
| 　※　小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週６日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行う。　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№118）※（「半日開所や開所時間が１１時間に満たない場合」、「半日開所のニーズしかない地域で、ニーズに合わせて半日しか開所しない場合」の取扱い）　　公定価格上、２・３号認定子どもを受け入れる施設は、土曜日も含め、基本的に１１時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、半日開所する場合も含めて開所時間が１１時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となる。　　ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合は減算の対象とはならない。 |

|  |
| --- |
| （乗除調整部分） |
| 16 定員を恒常的に超過する場合［調整の適用］状況確認の上、市が認定 | 1)　次の調整の適用を受ける事業所の要件に該当しますか。 | □該当□非該当 |  |
| 　　①　直前の連続する５年度間常に利用定員を超えており（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が１２０％以上の状態にある事業所　　　　（注１）　利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項　　　　　　　　　　利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、認可基準及び費用通知等に定める基準を満たしていること。　　　　（注２）　年間平均在所率　　　　　　　　　　当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和　　　　　　　　　　÷各月の初日の利用定員の総和　　　　※　教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則である。　　　　※　上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導が行われる。　　　　※　【Ａ・Ｂ】 定員１９人以下の事業であるが、②に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて２２人までの受け入れが可能である。　　　　※　【Ｃ】 定員１５人以下の事業であることから、定員１５人を超えて受け入れることはできない。　　②　【Ａ・Ｂ】支援法第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所（志木市は当該地域に該当しない） |
| 　※　指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が１２０％以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
| 2)　調整の適用を受ける事業所は、適用される基本部分及び加減調整部分の額について、次のとおり算定（減算）していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　（上記①に該当する事業所）　　（ 基本分単価 ～ 土曜日に閉所する場合 の額の合計）　　×地域区分等に応じた調整率　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |

|  |
| --- |
| （特定加算部分） |
| 17 処遇改善等加算Ⅱ［加算認定］申請に基づき県が認定（市を経由）※当該加算額に係る使途等については、p64を参照 | 1)　処遇改善等加算Ⅱを算定している場合、加算額の算定に用いる職員数は次のとおりとなっていますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　加算額の算定に用いる職員数（告示別表第３特定加算部分の「**人数Ａ**」及び「**人数Ｂ**」）は、次の＜算式＞により算定する。　　＜算式＞　加算Ⅱ－①　「**人数Ａ**」＝「基礎職員数」×１／３　加算Ⅱ－②　「**人数Ｂ**」＝「基礎職員数」×１／５　　（端数処理）１人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「０」となる場合は「１」とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 「基礎職員数」 |
| 　※　以下で算出した人数に１人未満の端数がある場合は、四捨五入。　※　算出に当たって、年齢別の児童数は、加算当年度の４月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」ｐ４１を参照。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の４月時点の状況により判断する。 |
| 小規模保育事業(Ａ型・B型) | 　ａ ＋ ｂ ＋ ｃ ＋ ｄ ＋ １．３ － ｅ |
| 　　ａ　年齢別配置基準による職員数　　　　　｛１、２歳児数×１／６（小数点第２位以下切り捨て）｝　　　　　＋｛０歳児数（同）×１／３（同）｝＋１　　（小数点第１位四捨五入）　　　　※障害児保育加算を受けている場合は、次の算式により算出された数　　　　　｛１、２歳児数（障害児を除く）×１／６（小数第２位以下切り捨て）｝　　　　　　＋｛０歳児数（同）×１／３（同）｝　　　　　　＋｛障害児数×１／２（同）｝＋１　　（小数点第１位四捨五入）　　ｂ　保育標準時間認定の子どもがいる場合・・・・・・・・・　０．４　　ｃ　休日保育加算を受けている場合・・・・・・・・・・・・　０．５　　ｄ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合・・・・・・　０．６　　ｅ　食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外　　　の方法による減算を受けている場合・・・・・・・・・・・　１ |
| 小規模保育事業(Ｃ型) | 　ａ ＋ ｂ ＋ ｃ ＋ １．６ － ｄ |
| 　　ａ　年齢別配置基準による職員数　　　　　利用子ども３人（家庭的保育補助者を配置する場合は５人）につき1人　　　　　（小数点第１位以下四捨五入）　　　　※障害児保育加算を受けている場合は、次の算式により算出された数　　　　　｛利用子ども数（障害児を除く）×１／５（小数点第２位以下切り捨て）｝　　　　　＋｛障害児数×１／２（同）｝　　（小数点第１位四捨五入）　　ｂ　保育標準時間認定の児童がいる場合・・・・・・・・・・　０．４　　ｃ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合・・・・・・　０．６　　ｄ　食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外　　　の方法による減算を受けている場合・・・・・・・・・・・　１ |

　 |
|  | 2)　加算の適用を受けようとする年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　①　加算の適用を受けようとする年度（加算当年度）における次のⅰ、ⅱに掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額（注１）が特定加算見込額（注２）※１を下回っていないこと。加算Ⅱ新規事由がない場合には、注１の①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）が①から③までの職員に係る加算前年度の賃金水準※１（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。算定方法は、ｐ４１の「（注）特定の年度における「賃金水準」」に準じる。）に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っておらず、かつ、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 処遇改善等加算Ⅱ | ⅰ　加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算Ⅱ－①若しくは加算Ⅱ－②の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定※２により加算前年度に比して増加する場合ⅱ　新たに加算の適用を受けようとする場合　　　　　※１　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回るときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。　　　※２　賃金改善に係る算定額（ 4）において原則として示す額）の増額改定による単価の増加及び 1)の＜算式＞において基礎職員数に乗じる割合の増額改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加に限り、法定福利費等の事業主負担分の算定額のみの増額及び基礎職員数の変動に伴う加算Ⅱ算定対象人数の増加を除く。　　（注１）賃金改善等見込総額　「賃金改善見込総額（Ａ）」＋「事業主負担増加見込総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善見込総額 ＝ 次の①から③までの職員について「賃金改善見込額」を合算して　　　　　　　　　　　　　　　　　　　得た額　　　　　　　　　　① 3)Ａに定める副主任保育士等② 3)Ｂに定める職務分野別リーダー等③ 3)（注１）に定める園長以外の管理職（ 3）（注１）に基づき賃金の改善を行う職員に限る。）　　　　　　　・　「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における①から③までの職員に係る見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。・　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。ａ　上記ⅰの場合⇒　加算前年度の賃金水準。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度（令和２年度にあっては、初めて加算Ⅱの適用を受けた年度の前年度とすることも認める。）とすることができる。ｂ　上記ⅱの場合⇒　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度。ｂ－１　加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　⇒　加算Ⅱの適用を受けた直近の年度。ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受けようとする場合　⇒　加算前年度※１　当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員に係る部分を合算して得た額とする。　　　　　　（Ｂ）「事業主負担増加見込総額」＝ 上記①から③までの職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額　　　　　　　・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 処遇改善等加算Ⅱ | 　　（注２）特定加算見込額　賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額（千円未満の端数は切り捨て）＜ⅰの場合＞加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額＜算式＞加算Ⅱ－①　｛「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ａ」－「基準年度の単価」×「基準年度の人数Ａ」｝×「賃金改善実施期間の月数」加算Ⅱ－②　｛「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ｂ」－「基準年度の単価」×「基準年度の人数Ｂ」｝×「賃金改善実施期間の月数」（同）＜ⅱの場合＞加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額＜算式＞加算Ⅱ－①　「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ａ」×「賃金改善実施期間の月数」加算Ⅱ－②　「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ｂ」×「賃金改善実施期間の月数」 |
|  | 3)　次に掲げる加算の区分に応じ、それぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤 | □はい□いいえ |  |
| 　務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していますか。　【Ａ：加算Ⅱ－①　次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）】（注１）ａ　副主任保育士若しくは専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。ｂ　概ね７年以上の経験年数（注２）を有するとともに、別に定める研修を修了していること（注３）。【Ｂ：加算Ⅱ－②　次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）】（注４）ａ　職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていることｂ　概ね３年以上の経験年数（注２）を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること（注３）。（注１）　職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。（注２）　職員の経験年数の算定については、処遇改善等加算Ⅰでの算定に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。（注３）　研修に係る要件については、令和３年度までの間は適用を猶予し、令和４年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指す。　　　　　「別に定める研修」については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（令和元年6月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）で示されている。（注４）　要件を満たす者が人数Ｂ以上いること。 |
|  | 4)　個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 【Ａ：副主任保育士等】原則として月額４万円（注１）。ただし、月額４万円の改善を行う者を１人以上確保した上で（注２）、それ以外の副主任保育士等（注３）について月額５千円以上４万円未満の改善額とすることができる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 処遇改善等加算Ⅱ | 【Ｂ：職務分野別リーダー等】　　原則として月額５千円（注１）。Ａのただし書の場合には、月額５千円以上４万円未満の改善額（注４）とすることができる。（注１）　例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度残額を生じている場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。（注２）　「人数Ａ」に２分の１を乗じて得た人数が１人未満となる場合には、確保することを要しない。（注３）　3)（注１）により園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む。（注４）　Ａのただし書による副主任保育士等に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする。 |
|  | 5)　加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていますか。 | □はい□いいえ |  |
| ①　加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額（注1）が特定加算実績額（注２）※を下回っていないこと。加算Ⅱ新規事由がない場合には、注１の①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）が①から③までの職員に係る加算前年度の賃金水準※（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。）に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っておらず、かつ、加算当年度における加算対象者に毎月支払われる手当又は基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回ったときはその差額を、初めて受入（拠出）をしたときは受入（拠出）実績額の全額を加える（減じる）こと。　　（注１）賃金改善等実績総額　「賃金改善実績総額（Ａ）」＋「事業主負担増加相当総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善実績総額 ＝ 次の①から③までの職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額①副主任保育士等②職務分野別リーダー等③園長以外の管理職（ 3）（注１）に基づき賃金の改善を行った職員に限る。）　　　　　　　・　「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加相当総額 ＝ 上記①から③までの職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。　＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」　　（注２）特定加算実績額　　　　　　賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅱの単価増に伴う増加額を含む。）をいい、 2)（注２）の＜算式＞において、実際に適用を受けた加算Ⅱ算定対象人数により算定した額をいう。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 処遇改善等加算Ⅱ | 　②　賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅱ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合又は加算対象職員に毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限る。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと。 |
| 6)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　　（処遇改善等加算Ⅱ－①の額×人数Ａ）＋（処遇改善等加算Ⅱ－②の額×人数Ｂ）　　　 ──────────────────────────────────────　　　　　　　　　　　　　　　　　　各月初日の利用子ども数　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |
| 　　※原則として、加算当年度を通じて同じ加算Ⅱ算定対象人数又は加算Ⅱの種類を適用する。 |
|  | (「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答（令和2年10月1日）から抜粋）　【対象職員】※　園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務する全ての職員（非常勤職員含む）が対象になる。※　派遣職員についても、加算及び配分の対象となる。派遣元事業所を通じ、当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認されることが必要である。※　法人役員を兼務している職員は、相応の役員報酬を受けていることが想定され、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していない。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、本加算の対象とすることを妨げるものではない。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断すること。※　経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が７年未満や３年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることができる。※　延長保育事業や併設されている放課後児童クラブなど通常保育とは別の事業に専従する職員など、公定価格で措置している通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員については、処遇改善の対象外となる。※（副主任保育士等は月額４万円、職務分野別リーダー等は月額５千円の処遇改善を行うこととされているが、改善の金額は必ずこの金額でなければならないのか。）　　副主任保育士等は、月額４万円の賃金改善を行う者を１人以上確保した上で（人数Ａに２分の１を乗じて得た人数が１未満となる場合には、確保不要）、その他の職員については月額５千円以上月額４万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能である。　　職務分野別リーダー等も、必ずしも月額５千円ではなく、月額５千円を超える賃金改善を行うことが可能であるが、役割の違いに鑑み、副主任保育士等の賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行うこと。【配分方法】※（副主任保育士等に月額４万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないか。）　　主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園等の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていないが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額５千円以上月額４万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能である。　　副主任保育士等の給与が主任保育士の給与を超えない場合であっても、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、主任保育士等に月額５千円以上月額４万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能である。　　保育所等における副園長については、管理職としての位置付けが想定されることから、処遇改善の対象とはしていない。ただし、教育・保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額５千円以上月額４万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能である。※（経験年数が長い順に賃金改善を行わないといけないのか。例えば、経験年数１０年の職員について改善を行わず、経験年数７年の職員について２万円、経験年数５年の職員について４万円、経験年数３年の職員について２万円の改善を行っても良いのか。）　　処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていただいて差し支えない。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）17 処遇改善等加算Ⅱ | 【賃金改善額の算出方法等】※（賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分は、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善（見込）額に含むのか。）　賃金改善は、月額で確実に行う必要がある。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善（見込）額には含めないこととする。※（対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのか。）　　通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになる。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられる。※（対象職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいのか。）　　その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となる。　　ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ない。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能である。　　例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能である。　　なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額４万円、職務分野別リーダー等に対して月額５千円を上回る配分となることなどは差し支えないが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載すること。※（基本給により改善した場合、連動して賞与も引き上がることとなるが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできるか。）　　月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできない。※（前年度に加算を取得していても、当年度において加算を受けるには改めて加算認定される必要があるが、自治体から加算認定されるまでの間については、職員に加算による賃金改善分の給与を支給せず、加算認定後に遡及して支給することでよろしいか。）　　加算Ⅱは、「決まって毎月支払われる手当」又は「基本給」により支給されているため、加算による賃金改善分の給与を支給するよう努めること。なお、加算による賃金改善分の給与を一時的にではあっても支給しないことについては、賃金引き下げに当たる可能性があるので、労働契約や就業規則等に照らして問題が生じないか十分に検討すること。【研修受講要件】※（研修の受講要件は令和４年度開始まで課すことはないのか。）　（研修の受講要件は）令和４年度には要件化を目指すこととしていること、また、加算Ⅱは技能・経験に応じた処遇改善を行うものであり、研修受講を要件化していないのはあくまで経過措置であることを踏まえ、積極的かつ計画的に研修の受講に取り組むこと。【法定福利費等の取扱い】※（法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものか。）　　法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含む。　　健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分。※（通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する＜算式＞は「標準」とされているが、別の方法による算定も可能と理解してよいか。）お見込みのとおりである。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要である。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 18 冷暖房費加算 | 　　以下の地域の区分に応じて定められた額を加算していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　志木市は「その他の地域」に該当 |
| 除雪費加算降灰除去費加算 | 　　志木市は、当該加算要件の地域に該当しない。 |
| 19 施設機能強化推進費加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　施設機能強化推進費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組（注１・注２・注３）を行う事業所で、以下の事業等（①～⑤）を複数実施する事業所であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 注１　取組の実施方法の　　　例示 | ・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 |
| 注２　取組に必要となる経費の額 | 　取組に必要となる経費の総額が、概ね１５万円以上見込まれること。 |
| 注３　支出対象経費 | 　需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費※　防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。 |

　　　①　延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）　　②　一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）　　　　ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知｢『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること　　③　病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）　　④　乳児が３人以上利用している施設（４月から１１月までの各月初日を平均して乳児が３人以上利用していること。）　　⑤　障害児（軽度障害児を含む。）（注）が１人以上利用している施設（４月から１１月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）　　　　（注）　市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№149）※　施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品（災害備蓄品）の購入も対象となる。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　定められた額（１６万円が上限） ÷３月初日の利用子ども数　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |
| 3)　翌年４月末日までに実績報告書を市に提出していますか。 | □はい□いいえ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 20 栄養管理加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　栄養管理加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　食事の提供に当たり、栄養士を活用（注）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所であること。　　（注）　栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 |
| 2)　加算額は、次の栄養士の配置等の形態別に応じて、それぞれに定める計算式により算出された額としていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）　　①配置：　本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合で、兼務に該当する場合を除く　　　　（基本額＋ (当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100) ）÷ 各月初日の利用子ども数②兼務：　基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合　　　　（基本額＋ (当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100) ）÷ 各月初日の利用子ども数③嘱託：　配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合　　　　　基本額 ÷ 各月初日の利用子ども数 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。　※　栄養士の配置について（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№163）①　栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となる。（「兼務」に該当する場合を除く。）②　法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となる。（「兼務」に該当する場合を除く。）③　栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となる。 |
| 21 第三者評価受審加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　第三者評価受審加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所であること。 |
| 　※　評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。　　　その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。　※　第三者評価の受審は５年に一度程度を想定しており、加算適用年度から５年度間は再度の加算適用はできない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　定められた額 ÷３月初日の利用子ども数　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |

|  |
| --- |
| 第８　特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育・特定利用地域型保育） |
| 　【特別利用地域型保育】　１号認定を受けた子供が、地域型保育事業を利用する場合　　（特別利用地域型保育の実施基準）特別利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。①　支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定こども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。②　以下の特定利用地域型保育に係る特定地域型保育給付費の支給を受ける保育認定子ども（２号認定）の保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。 |
| 　【特定利用地域型保育】　２号認定を受けた子供が、地域型保育事業を利用する場合（特定利用地域型保育の実施基準）特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。①　支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。②　特定地域型保育事業を利用する３号認定子どもが、年度の途中で満３歳を迎えて認定区分が２号となったが、地域において２号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。この場合において、満３歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満４歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。③　保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満３歳以降も、引き続き利用する場合。なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。 |
| 1 特別利用地域型保育の公定価格の算定方法等 | 　　特別利用地域型保育に係る公定価格については、次のとおり算定していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　【Ａ・Ｂ】　　小規模保育事業Ａ型又はＢ型に適用される３号認定（保育短時間認定）に係る公定価格（年齢区分は「１、２歳児」）を適用し、基本分単価については、年度の初日の前日における年齢が、満２歳の子どもは7,500円（給食材料費相当額）を減じた額、満３歳の子どもは65/100を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）、満４歳以上の子どもは60/100を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。ただし、各月初日における満３歳以上の子ども（年度の初日の前日における年齢が満２歳の子どもを除く）の数が、利用定員の３割未満となる場合は、基本分単価から7,500 円（給食材料費相当額）を減じた額とする。　　【Ｃ】　　小規模保育事業Ｃ型に適用される３号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。　　【共通】　　副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に4,500円を加えた額とする。 |
| 　※　特別利用地域型保育を提供する事業所に係る費用通知の別紙６（小規模保育事業Ａ型・Ｂ型（保育認定３号）、別紙７（小規模保育事業Ｃ型（保育認定３号）の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行う。 |
| 2 特定利用地域型保育の公定価格の算定方法等 | 　　特定利用地域型保育に係る公定価格については、次のとおり算定していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　【Ａ・Ｂ】　　小規模保育事業Ａ型又はＢ型に適用される３号認定に係る公定価格（年齢区分は「１、２歳児」）を適用し、年度の初日の前日における年齢が満３歳以上となる子どもの場合は、基本分単価について、満３歳の子どもは65/100を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）、満４歳以上の子どもは60/100を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。（年度の初日の前日における年齢が、満２歳の子どもの場合は、３号認定に係る公定価格（年齢区分は「１、２歳児」）そのものを適用する。）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）2 特定利用地域型保育の公定価格の算定方法等 | ただし、各月初日における満３歳以上の子ども（年度の初日の前日における年齢が満２歳の子どもを除く。）の数が、利用定員の３割未満となる場合は、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額（年度の初日の前日における年齢が満２歳の子どもの場合は減じない。）とする。なお、地域における満３歳以上に係る保育の提供体制や事業所の職員体制等を踏まえて、利用定員の３割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合には、これと同様の額とすることができる。　　【Ｃ】　　小規模保育事業Ｃ型に適用される３号認定に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。　　ただし、年度の初日の前日における年齢が、満２歳の子どもの場合は基本分単価を減じないものとする。　　【共通】　　副食費徴収免除対象子ども（ただし、年度の初日の前日における年齢が満２歳の子どもを除く。）については、算定した額に4,500円を加えた額とする。 |
| 　※　特定利用地域型保育を提供する事業所に係る費用通知の別紙６（小規模保育事業Ａ型・Ｂ型（保育認定３号）、別紙７（小規模保育事業Ｃ型（保育認定３号）の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特定利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行う。 |

|  |
| --- |
| 第９　その他 |
| 1 変更の届出支援法第47条支援法施行規則第41条 | 　　下記の事項に変更があったときは、１０日以内にその旨を市（保育課）に届け出ていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　届出が必要な変更事項（確認に係る変更届）　　［特定地域型保育事業所］　　　　①事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地　　　　②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　　　　③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）　　　　④事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要　　　　⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所　　　　⑥運営規程　　　　⑦当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項　　　　⑧役員の氏名、生年月日及び住所　　　　⑨連携協力を行う特定教育・保育施設の名称　※　運営規程の軽微な変更の場合　　運営規程の変更は全て届出が必要となるが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に１度更新することを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p88）　※　利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の３月前までに、その旨を市に届け出なければならない。 |
| ※　認可に係る変更届では、下記の事項を変更するときは、市（保育課）への届出が必要とされている（児福法施行規則第36条の36第3項、第4項）。＜変更しようとするときに、あらかじめ届出が必要な項目＞　・建物その他設備の規模及び構造並びにその図面　・事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）　・経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職員の変更＜変更から１か月以内に届出が必要な項目＞　　　・名称、種類及び位置　　　・法人の名称変更等（他の法人への事業譲渡等は除く） |
| 2 保育に係る情報の公表支援法第58条支援法施行規則第50条 | 1)　提供する保育に係る情報を、「子ども・子育て支援情報公表システム」に登録し、公表されていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から各都道府県への報告を義務付けているもの。　　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときは、施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないとされている。※　主な報告事項　　　①運営法人に関する事項　　　②施設・事業所に関する事項　　③従業者に関する事項　　　④保育等の内容に関する事項　　⑤利用料等に関する事項※　令和２年９月から、ＷＡＭＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）の「子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）」で全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となっている。→　https://www.wam.go.jp/kokodesearch/　※　公表までの流れ　　（県）各事業者の基本情報等を登録　→　（施設）施設の詳細情報を登録し、申請　→　（市）承認　→　（県）承認　→　公表 |
| 2)　公表情報について、毎年度更新していますか。（公表情報に変更がない場合も、その旨の届出が必要です。） | □いる□いない |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3 法令遵守等の業務管理体制整備 | 1)　業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関（以下の区分ごとの届出先）に届け出ていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　（届出年月日）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（届出先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　※届出先

|  |  |
| --- | --- |
| ①　設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が２以上の都道府県に所在する場合 | 内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て本部） |
| ②　設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が１つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設・事業所を含む） | 市町村村長 |
| ③　①及び②以外の場合 | 都道府県知事 |

　　注）・　特定教育・保育施設： 認定こども園、幼稚園、保育所　　 ・　特定地域型保育事業： 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業　　 ・　届出先は、施設・事業所の所在地によって決まるものであり、設置者・事業者の主たる事務所の所在　　　 地ではないので注意すること。【参考】○業務管理体制整備の趣旨　　不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るため、設置者・事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものである。○子ども・子育て支援法の規定　（第33条 第6項）　　特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。　（第45条　第6項）　　特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。　（第55条　第1項）　　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者・・・は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。○業務管理体制整備の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設・事業所の数が２０未満の事業者（個人立を含む） | 法令遵守責任者の選任 |  |  |
| 施設・事業所の数が２０以上　　　　　　　　１００未満の事業者 | 法令遵守規程の整備 |  |
| 施設・事業所の数が１００以上の事業者 | 法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施 |

　　　※　施設・事業所の数は、その確認を受けた種別ごとに１つと数える。　　　　　保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設・事業所は２つとなる。○業務管理体制の確認検査　　上記の業務管理体制整備に関する届出を受けた内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て本部）、都道府県知事及び市町村長は、子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に一般検査を実施している。　　また、次のいずれかに該当する場合には、特別検査を実施する。　　　①　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき　　　②　度重なる指導によっても改善が見られないとき　　　③　正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 2)　上記の届出で、「②　設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が１つの市町村内に所在する場合」に該当し、**届出先が志木市の事業者**については、以下の a) ～ r) を点検してください。　　　　※　以下の点検項目の対象は、法令遵守責任者の選任のみが求められている、事業所の数が２０未満の「小規模事業者」を想定している。　　　　　　また、以下の点検項目は、平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」（株式会社浜銀総合研究所・平成29年3月）で示された「業務管理体制に関するチェックリスト（小規模事業者）」を参考にした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （続）3 法令遵守等の業務管理体制整備 | **【運営法人の代表者の役割】** |
| a)　法令遵守責任者を選任していますか。　　●選任している法令遵守責任者 | □いる□いない |  |
| 　　　（職名）　　　　（氏名）　 |
| 　　　※　法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも子ども・子育て支援法等の法令の内容に精通し、施設・事業所内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。 |
| b)　業務管理体制の整備に係る届出又は届出事項の変更を行った後に、法令遵守責任者を変更していませんか。 | □いる□いない |  |
| **【運営法人の経営者（取締役、理事等）の役割】** |
| c)　運営法人の経営者（取締役、理事等）は、把握すべき法令や通知等の内容・目的を十分に理解していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　法令や通知等の改正についても、把握していますか。 |
| d)　運営法人の経営者は、事業所の管理者をはじめ全ての職員に対して、法令等を遵守することの重要性について、会議や研修 | □いる□いない |  |
| 　等を通じて伝えていますか。　　●具体的な方法：　 |
| **【法令遵守責任者の役割等】** |
| e)　法令遵守責任者は、事業所の管理者が、事業に関する法令や通知等の基本的な知識を持つための機会を設けていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　●具体的な方法：　 |
| f)　法令遵守責任者は、法令等の改正や新たに出された通知等の内容を把握していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　●具体的な方法：　 |
| g)　法令遵守責任者は、実施する事業ごとに、「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」を決 | □いる□いない |  |
| めていますか。　　●具体的な仕組み：　 |
| h)　 上記 g)の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」について、法令等の改正や新たに出された通知等に対応して、随時、見直していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| i)　上記 g)の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」について、各事業所の管理者をはじめ全ての職員に周知していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　●具体的な方法：　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）3 法令遵守等の業務管理体制整備 | j)　各事業所では、上記 g)の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」を活用していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　●具体的な活用方法：　 |
| k)　各事業所において、次の①又は②に該当する場合、どのように対応していますか。　　　①　上記 g)の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」が活用されていない場合　　　②　活用した結果、適切な運営が行われていない事実が確認できた場合　　●対応方法：　 |
| l)　上記 k)で②の適切な運営が行われていない事実が確認できた場合、改善策や再発防止策を検討していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　●検討方法： |
| m)　①法令等の違反の可能性が確認された場合、　　②法令等の違反があった場合、 | □いる□いない |  |
| 　　③サービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等の違反行為やその疑いに関する情報があった場合などに、その処理の役割分担や手順等を決めていますか。 |
| n)　上記 m)の①、②又は③に該当する事案が発生した場合、決められた役割分担や手順等に沿って、適切に対応していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| o)　①運営に重大な影響を与える事案が発生した場合、　　②サービス利用者の意思・尊厳が脅かされる事案などが発生 | □いる□いない |  |
| 　した場合に、各事業所の管理者から経営者や法令遵守責任者に報告すべき事項や報告の手順等を決めていますか。 |
| p)　上記 o)の①又は②に該当する事案が発生した場合、決められた手順等に沿って、適切に報告していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| q)　事業所が複数ある場合、経営者や法令遵守責任者と各事業所の管理者とが、業務管理体制の整備について話し合う場（定期的な会議等）を設けていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| r)　法令等の違反行為があった場合だけでなく、日常的な法令等遵守状況について、各事業所の管理者から経営者や法令遵守責 | □いる□いない |  |
| 　任者に報告する手順等を決めていますか。 |

（参考）処遇改善等加算の加算額に係る使途等について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日　内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）　第３、第７

〇処遇改善加算の加算額に係る使途

１ 基本的な考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの基礎分に係る加算額 | 職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職金（注）及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。（注）　退職者に対して第１の１の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等改善加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。 |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱに係る加算額 | その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。 |

　　※　当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、同様であること。

２ 賃金の改善の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 処遇改善等加算による賃金の改善 | 第１の１の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。（注）　３により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。（公定価格ＦＡＱ　Ver.16　令和2年10月1日　№165）　処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要がある。従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に基づき賃金改善を行うことは差し支えない。 |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算額 | 各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。 |
| 加算Ⅱに係る加算額 | 副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。 |

３ 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分（令和４年度までの間は、加算Ⅱを含む。）に係る加算額 | その一部（加算Ⅱにあっては、加算見込額の２０％（10円未満の端数切り捨て）を上限とする。）を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（注）における賃金の改善に充てることができること。（注）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。 |

４ 加算残額の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱ | 加算当年度（加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。）の終了後、第４の２⑵及び第５の２⑵による算定の結果、賃金改善等実績額が加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が前年度の賃金水準を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。なお、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。 |

〇虚偽等の場合の返還措置

|  |
| --- |
| 施設・事業者が虚偽又は不正の手段により処遇改善等加算の適用を受けた場合には、支給された加算額の全部又は一部に関し、一般市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が一般市町村の長に対し返還措置を講じるよう求めることとする。 |

【参考】

|  |
| --- |
| 【内閣府のホームページ】　　◆子育て支援事業者の方向け情報　　　**処遇改善等加算Ⅱに係る別紙様式等****公定価格の試算ソフト****業務管理体制の整備に関する事項の届出****子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）****事業者向けＦＡＱ****公定価格に関する情報　・公定価格単価表****・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項**　　　<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>　　◆教育・保育に関する報告・データベース 　　　**事故情報データベース****事故報告集計****重大事故防止策を考える有識者会議年次報告**　　　教育・保育施設等における**事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**　　　<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>　　◆法令・通知等　　　**子ども・子育て関連３法****政省令（子ども・子育て支援法施行令・施行規則）、運営基準、費用告示等）****通知****事務連絡**　等　　　<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>　　　「通知」のページの平成29年11月10日の欄　→　**「特定教育・保育施設等における事故の報告について」の通知文、****報告対象の範囲、事故報告様式**　　◆**幼児教育・保育の無償化**　　　<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>　　◆**新型コロナウイルス対応に係る子育て支援**について　　　<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html>【厚生労働省のホームページ】　　◆保育関係　　　４　保育士と保育士になりたい人へ　　　　　　**保育士等キャリアアップ研修、保育士が働きやすい職場づくり（手引き、事例集）**　　　５　保育所保育指針関係　　　　　　**保育所保育指針　　　保育所保育指針解説　　　保育所児童保育要録関係****保育所における食事の提供ガイドライン****保育所における感染症対策ガイドライン****保育所におけるアレルギー対応ガイドライン****保育所における自己評価ガイドライン**　　　６　安心・安全な保育のために　　　　　**保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止****保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項****キッズ・ゾーンの設定の推進**　　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html>　　◆**保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報**　　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>　　◆**大量調理施設衛生管理マニュアル**※　当該マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるが、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう厚生労働省から通知が出ている。（「社会福祉施設における衛生管理について」平成9年3月31日）　　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/01.html>　　◆**乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン**　　　<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/070605-1.html>【ＷＡＭＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）】**◆子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）**<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>【埼玉県のホームページ】　　◆**社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え**　　　<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>　　　　　・社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）　　　　　・避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）　　　　　・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き［洪水・内水・高潮編］（国土交通省）【市のホームページ】　　◆**法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知**　　（平成３０年度の集団指導での主な配布資料）　　　[http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/59,86884,159,1419,html](http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/59%2C86884%2C159%2C1419%2Chtml)　　◆**地域防災計画**　　　[http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51,4187,208,682,html](http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51%2C4187%2C208%2C682%2Chtml)　　　　「資料編」に、「資料８．２　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。　　　　　◆**水防法等の改正による避難確保計画の作成と避難訓練実施の義務化**　　　[http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,85729,164,642,html](http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37%2C85729%2C164%2C642%2Chtml) |